

# IMES DISCUSSION PAPER SERIES

AIエージェントによる契約の自動化：  
UNCITRALとELIによるモデル法を参考に

いしおかゆうた  
石岡佑太

Discussion Paper No. 2026-J-6

# IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## AIエージェントによる契約の自動化： UNCITRALとELIによるモデル法を参考に

いしおかゆうた\*  
石岡佑太\*

### 要 旨

AI エージェントと呼ばれる、ある目標や指示に対して自動的にタスクを決定、実行する AI が登場し、利用が進みつつある。今後、AI エージェントを利用して契約の締結や履行を自動化する取引が登場、拡大していくと考えられるが、こうした取引の過程で AI エージェントが当事者の予期しない行為を行うと、私法上の問題が生じる可能性がある。もっとも、こうした問題がわが国私法の規定や解釈によりいかに解決されるべきかは、検討の余地がありうる。一方、海外に目を向けると、近時、UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law. 国連国際商取引法委員会) と ELI (European Law Institute. ヨーロッパ法律協会) が、AI を含む機械によって契約締結等の行為が自動化される場面に対するルールを、それぞれ提案している。これらは機械による行為の帰属先に関するルールや、予期しない行為のリスク分担に関するルールといった特徴的な規律を有しており、日本法上の論点を検討する上で参考となる。本稿は、主に意思表示を巡る論点を中心に、今後のわが国における議論の素材を提供すべく、両モデル法の規律やその背後にある考え方を整理・分析した上で、日本法に対する示唆について若干の検討を行う。

キーワード: AI エージェント、契約、意思表示、錯誤、UNCITRAL、ELI  
JEL classification: K12、K15、K24

\* 日本銀行金融研究所 (E-mail: yuuta.ishioka@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、加毛明教授 (東京大学)、小出篤教授 (早稲田大学) (五十音順) の各氏および金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. AI エージェントによる契約の自動化 .....	2
(1) 特徴 .....	2
(2) 問題となり得る場面 .....	3
3. 論点の整理 .....	4
(1) AI エージェントと法人格 .....	4
(2) 意思表示の成立可否 .....	6
(3) 意思表示の有効性 .....	8
(4) 論点 .....	11
4. MLAC .....	13
(1) UNCITRAL によるモデル法の形成・MLAC の概要 .....	14
(2) MLAC の規律 .....	17
(3) 小括 .....	25
5. DACC ガイド原則およびモデル準則 .....	25
(1) ELI による検討・DACC ガイド原則およびモデル準則の概要 .....	25
(2) DACC モデル準則の契約法上の規律 .....	29
(3) 小括 .....	40
6. 日本法への示唆 .....	40
(1) AI エージェントと法人格 .....	40
(2) 帰属のルール .....	41
(3) 予期しない行為の取扱い .....	45
7. おわりに .....	49
参考文献 .....	51

## 1. はじめに

情報技術の進展により、人間の判断を介さずとも、Artificial Intelligence（人工知能。以下「AI」という。）<sup>1</sup>、特に「AI エージェント」と呼ばれる AI を利用して契約の締結、履行などを自動化する場面が登場している。契約の自動化には契約に関するコストの低減といったメリットがあり、AI エージェントによる自動化は社会にさまざまな便益をもたらさう。その一方で、AI エージェントが当事者の想定しない行為を行う場面などにおいて、私法上、従前とは異なる問題を生じさせたり、従来からの問題を深刻化させたりする可能性がある。AI エージェントを契約のライフサイクルで利用する局面における私法上の問題の検討は、将来的に重要性が高くなるであろう<sup>2</sup>。

この点、海外では AI 技術の進展も念頭に置き、契約の自動化に伴う私法上の論点について検討が進められている。具体的には、UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law. 国連国際商取引法委員会）が、自動化された契約に関するモデル法（Model Law on Automated Contracting. 以下「MLAC」という。）を、ELI（European Law Institute. ヨーロッパ法律協会）が、消費者契約のためのデジタル・アシスタントに関するガイド原則およびモデル準則（Guiding Principles and Model Rules on Digital Assistants for Consumer Contracts. 以下「DACC ガイド原則およびモデル準則」という。MLAC とあわせて「両モデル法」と呼ぶ。）を策定している。一般に、モデル法とは多国間の法の調和や現代化を目的として各国に対し望ましいルールを包括的、体系的に提案するものであり<sup>3</sup>、採用は各国の任意であるが、あるべき規範を探求する上で参考となる。

本稿は、今後のわが国における AI エージェントの利用に伴う私法上の論点を議論する際の素材を提供することを目的とし、両モデル法の特徴的な規律やその背後にある考え方を整理・分析するとともに、契約のライフサイクルのうち成立段階における論点に焦点を当て、日本法への示唆について若干の検討を行う。

---

<sup>1</sup> AI の定義は十分確立していない（総務省・経済産業省 [2026] 9 頁）。本稿では、AI システム（活用の過程を通じてさまざまなレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム）自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念（同）との定義による。

<sup>2</sup> 金融機関における AI の利用を巡る法律問題研究会 [2026] 37～40 頁は、金融機関が自律性をもつ AI を利用してサービスを提供する場合の顧客に対する責任を検討しているほか、アルゴリズム・AI の利用を巡る法律問題研究会 [2019] 10～20 頁は、アルゴリズム・AI による投資判断を提供する事業者と顧客等の責任分担について検討している。また、経済産業省 [2025] 148～154 頁は、AI スピーカーを利用して取引を行う局面における、AI スピーカー提供者と利用者の法律関係を検討している。

<sup>3</sup> 国際的な私法ルール形成の経緯と近時の方向性について、原 [2025] 14～17 頁。

## 2. AI エージェントによる契約の自動化

### (1) 特徴

生成 AI<sup>4</sup>の登場、発展を受けて、特に生成 AI を組み込んだ「AI エージェント」の研究開発が進展している<sup>5</sup>。AI エージェントとは、「設定された目標や、自然言語で与えられた指示に対して、自動的にタスクを決定（必要に応じてタスクを細分化）して処理を実行する機能をもつもの」を呼ぶことが多いとされる<sup>6</sup>。従来型の AI は、特定のタスクの処理を目的とする、ルール・ベースのモデルまたは人間の監督下で学習したモデルである一方、AI エージェントは、タスク処理手順が事前に指示されておらず目標志向的な自律性を有していること、状況変化への適応可能性を有していることなどが特徴である<sup>7</sup>。本稿は、こうした特徴をもつ AI エージェントを契約のライフサイクルで利用する場面を念頭におく。このとき、利用者は最終的な目的を AI エージェントに指示するが、達成のための具体的な手段は指示せず、また実行される具体的な行為を認識、監督しない。こうした取引場面は今のところ必ずしも一般的ではないが、今後普及していく可能性が指摘されている<sup>8</sup>。

契約のライフサイクルにおける人間の関与が限定的な取引は必ずしも新しいものではない。しかし、従来の自動化された契約<sup>9</sup>と AI エージェントによる自動化された契約では、システムにおける入力と出力の関係性が異なる。前者の場合、入力に対応する出力が事前に定められているため、ある入力から想定外の結果が出力された場合、その原因をシステムのエラーや外部要因に帰することができる。後者の場合、入力と出力の間に、事前に設定された対応関係はない。AI エージェントが、利用者の入力した目的の達成手段を自動で決定、実行することに加え、AI エージェントが状況に適応することで、入力時点とはシステムの内容が異なることもありうる<sup>10</sup>からである。このことは、システムのエラーや外部要

---

<sup>4</sup> 文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデル（AI システムに含まれ、学習データを用いた機械学習によって得られるモデルで、入力データに応じた予測結果を生成する）にもとづく AI の総称（総務省・経済産業省 [2025] 10 頁）。

<sup>5</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター [2025] 111 頁。

<sup>6</sup> 総務省 [2025] 12 頁。総務省・経済産業省 [2026] 11 頁は「特定の目標を達成するために、環境を感知し自律的に行動する AI システム」とする。エージェントィック AI（複数の AI エージェントにより自律的に意思決定を下しアクションを起こす目標主導型の AI システムを指すとされる。同脚注 18。）という概念もあるが、本稿では、包括的に AI エージェントと呼称する。

<sup>7</sup> Acharya, Kuppan and Divya [2025] pp. 18914-18915.

<sup>8</sup> 殿村・小松・松崎 [2025] 4~5 頁。

<sup>9</sup> 自動販売機やスマートコントラクトなどが挙げられる。例えば自動販売機では、飲料等の個別の売買契約の締結、履行が売主の具体的な関与なく自動で行われている。

<sup>10</sup> Acharya, Kuppan and Divya [2025] p. 18924 は、AI エージェントは複雑かつ時間を追うご

因がなくとも、AI エージェントが利用者の想定外の行為を行う可能性を意味する。

## (2) 問題となり得る場面

AI エージェントを利用した契約の自動化に起因して法的紛争が引き起こされた事例はわが国では未だみられていないと思われるが、将来的に起こる可能性がある<sup>11</sup>法的論点を整理するため、次のような設例を考える<sup>12</sup>。

消費者Aは、自らのスマートフォン上で、事業者Bが開発、提供したAIエージェントを利用している。

Aは、AIエージェントに対して「Aの好みに合う紙の書籍を事業者Cのウェブサイトで購入し、A宅へ配送すること」を指示した。Aは、この指示を実行するために必要な情報（CのウェブサイトにおけるAのアカウントへのログイン情報、決済用の情報）へのアクセス権をAIエージェントに与えていた。

これを受けてAIエージェントは、ウェブサイトへのAのアクセス履歴や過去の購買行動、配送先等の情報を分析した。さらに事業者Dが運営する電子書籍サイトのアカウントをA名義で作成し、大量の電子書籍を購入してその内容も分析した。そして、これらの分析結果から最適と判断した書籍をCのウェブサイトで購入し、A宅への配送手続きを完了させた。

しかし、Cから購入した書籍はまったくAの好みではなかった。また、CもDも、AがAIエージェントを利用している事実を認識していなかった。

設例では、AIエージェントの行為により、まずAとDの間の電子書籍の売買契約（以下「契約1」という。）<sup>13</sup>が締結され、そして、AとCの間の紙の書籍の売買契約（以下「契約2」という。）が締結されているように見える。もっとも、Aは契約1に関して電子書籍を購入する意思を有していない。契約2に関しては「Aの好みの紙の書籍を購入する」という意思こそあるが、特定の書籍を購入する意思は有していない。このような場合、契約1、2はそれぞれ有効に成立しているといえるのか。取消しや無効の主張の余地はないか。

---

とに変容する目標を複数有していることから、人間が事前に設定した目的からは意図していない出力をする可能性がある」と指摘する。

<sup>11</sup> なお、本稿では今後登場しうる法的論点を検討するという観点から、技術的な実現可能性は考慮していない。

<sup>12</sup> 本設例の作成に当たっては殿村・小松・松崎 [2025] 5 頁、経済産業省 [2025] 150～154 頁、福岡 [2020] 163～168 頁を参考にした。

<sup>13</sup> 代金を支払うことで電子書籍を閲覧する権利を取得するものが多いと考えられるが、便宜上売買契約と呼称する。

なお、設例は契約成立段階の論点を取り上げるが、AIエージェントによる契約の自動化から生じうる問題は必ずしもこれに限られない。例えば、締結された契約の履行のために利用されたAIエージェントが問題を引き起こす場面もありうる。しかし、こうした問題の多くは契約に基づいて対処可能と考えられるため、本稿は、契約の成立段階に焦点を当てる。

### 3. 論点の整理

契約は、原則、申込みと承諾の意思表示の合致により成立する(民法第522条。本節において、条文は民法。)。そこで、その成立について検討する上では、意思表示の成立可否、意思表示の有効性(取消し可否)の検討が必要であるほか、検討の前提として、意思表示の主体、契約の当事者となる者を確認する必要がある。

まず、本節(1)では、前提となる、意思表示の主体、契約の当事者について検討し、AIエージェントがこれらになりえないことを確認する。これを踏まえ、本節(2)では、利用者における意思表示の成立可否を検討し、この判断が困難であることを示す。意思表示が成立しても、当事者はその有効性を争う(取消しを求める)ことができるため、本節(3)では、意思表示の成立を前提に、利用者による錯誤取消しの可否(有効性)を検討し、この判断の困難さや帰結の妥当性に対する考察の必要性を示す<sup>14</sup>。

#### (1) AI エージェントと法人格

##### イ. 意思表示の主体

自ら意思表示をし、契約の当事者となりうるのは、法人格(権利能力)を有する主体である<sup>15</sup>。法人格を有する者は、自然人および法人に限られ、法人は法律の規定によってのみ成立する(第33条1項)。

法人格を有する者による意思表示であっても、その者が契約の当事者となら

---

<sup>14</sup> 問題を単純化する観点から、Bが契約当事者となりうる場面(AとBの間にAIエージェントの利用に関する契約がある場合など)は検討せず、また、Dの承諾の意思表示の成立を前提とする。なお、設例の場面には、消費者契約法や電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律などが適用されうるが、AIエージェントによる契約の自動化に関する論点は消費者契約に限られないため、民法のみの適用を前提とする。

<sup>15</sup> 権利能力とは、権利の主体となることができる資格をいい、意思表示とは、一定の法律効果の発生を求める旨の意思の表明をいう(佐久間[2020]17頁、52頁)。なお、法人格を有する者が、常に意思表示の主体となり契約の当事者となることは限らない。法人の法律行為(意思表示)は代表者が行うほか、意思無能力者による意思表示に基づく法律行為は無効とされ(第3条の2)、制限行為能力者による法律行為は一定の場合に取消し可能である(第5条以下)。

ない場合がある。例えば、代理人が代理権の範囲内において、本人のためにすることを示して行う意思表示の効力は、本人に対して直接生じる（第 99 条）。

## ロ. わが国民法に即した検討

### （イ）契約 1（電子書籍の売買契約）

AI エージェントによる D に対する電子書籍の購入の申込み行為（以下「行為 1」という。）について、AI エージェントが意思表示の主体、契約 1 の当事者であると考えられることができるか。AI エージェントに法人格の成立を認める法律の規定は存在しない<sup>16</sup>。したがって、行為 1 を AI エージェントによる意思表示と考え、AI エージェントが契約の当事者であると考えすることはできない。また、AI エージェントを A の代理人と考えることもできない。これらが、現行法上、法的帰結を検討する前提となる<sup>17</sup>。

ただし、こうした前提が常に妥当かは、検討が必要であろう。法人制度には、法律関係の単純化、法人財産の分離独立といった意義があるとされる<sup>18</sup>。立法論的な論点ではあるが、AI エージェントについても、意義、必要性が認められるのであれば、権利義務の主体性、法人格を肯定することは考えられる<sup>19</sup>。仮にこれを認めると、AI エージェントを当事者とする契約の成立を検討する余地があるろう<sup>20</sup>。また、AI エージェントを代理人と考えて、表見代理の規定<sup>21</sup>を参考に設例のような場面を処理することもありうる<sup>22</sup>。現行の代理法の内容を直ちに AI エージェントに適用すべきかは検討を要するが<sup>23</sup>、本節（3）で検討する錯誤に

---

<sup>16</sup> AI に対する法人格の付与には、代位責任のような他人の行為による責任の規律枠組みに乗せるために AI を独立の行為主体とみるという考えと、AI を独立の責任主体とするという考えがありうる（中原 [2024] 333～335 頁）ことに留意が必要である。

<sup>17</sup> 岡本 [2022] 19 頁、福岡 [2020] 163 頁、殿村・小松・松崎 [2025] 6 頁。

<sup>18</sup> 佐久間 [2020] 333～334 頁。

<sup>19</sup> 必ずしも AI エージェントを念頭に置いた議論ではないが、小塚 [2025] 219～226 頁はアバターに対する法的主体性の承認可否を検討し、承認の必要性として、アバターの利用局面に即した実態上の理由と技術的な理由を検討している。

<sup>20</sup> 意思表示に関する法規範などがどのように適用されうるかは、別途検討を要する。

<sup>21</sup> 代理権授与表示によるもの（第 109 条 1 項）、権限外の行為によるもの（第 110 条）などがあり、代理権が存在するという外観の作出に対する本人の帰責事由（代理権授与表示、基本代理権の存在など）が存在し、かつ、相手方が善意無過失のときに成立する。この場合、表見代理人がした行為の効果は本人に帰属する。これを参考に、AI エージェント利用者の帰責性と相手方の事情を衡量した判断が可能になる可能性があるのではないかと。

<sup>22</sup> 関連して、同一人が複数のアバターを同時に利用する局面を念頭に置いたものではあるが、アバターの法的主体性を承認し、アバターと利用者との関係を代理法などで規律する方向性も提案されている（小塚 [2025] 226 頁）。

<sup>23</sup> 例えば、AI エージェントが財産を保有していない現状を前提とすると、無権代理人責任（第 117 条）の追及余地がない。

よる処理とは異なる判断枠組み、帰結となりうる可能性もあるのではないか。

#### (ロ) 契約2 (紙の書籍の売買契約)

AI エージェントによる C に対する書籍購入の申込み行為 (以下「行為2」という。) および契約2についても、同様の論点はあるが、AI エージェントに法人格は認められないことから、AI エージェントは意思表示の主体、契約の当事者となりえないことが、現行法上の帰結を検討する前提である。

### (2) 意思表示の成立可否

本節(1)を踏まえて、以下では、AI エージェントが意思表示の主体とならない、すなわち利用者のみが意思表示の主体となりうることを前提とする。

#### イ. 意思表示の成立可否の判断基準

意思表示は、伝統的には、人がある動機に基づき法律効果の発生を求める意思(効果意思)を決定し、効果意思を表示しようという意思(表示意思)のもとで、意思を表明すること(表示行為)で成立するとされる<sup>24</sup>。これらのうち、意思表示の成立には表示行為が必須とされる<sup>25</sup>。表示行為とは、効果意思の存在を外から推測させる行為であり、意思表示たる価値のある積極消極のすべての行為のことをいうところ、表示行為は、意識ある挙動であることが必要であり、睡眠中や抵抗することのできない強制を受けている間のような意識のない間の挙動には、意思表示としての価値はなく、表示行為とはいえないとされる<sup>26</sup>。同様に、表示行為の外形があっても、表示行為に当たる行為をする意識が存在しない場合は、意思表示は成立しないと指摘される<sup>27</sup>。

意思表示は、当該意思表示により契約当事者となる者(本人)以外の者が行うこともできる。本人があらかじめ決定した意思表示を相手方に伝達する者は、使者や伝達機関と呼ばれる<sup>28</sup>。使者は意思決定の自由をもたず、意思表示の当事者はあくまで本人であるため、意思表示の成立は本人について判断される<sup>29</sup>。

---

<sup>24</sup> 我妻 [1965] 239 頁、四宮・能見 [2018] 223 頁、佐久間 [2020] 52 頁。

<sup>25</sup> 四宮・能見 [2018] 223~224 頁。我妻 [1965] 239 頁は、表示行為が意思表示の本体であるとする。佐久間 [2020] 56~57 頁は、表意者の態度から一定の内容の効果意思が外部から認識される、すなわち表示行為の外形が存在する必要があると指摘する。なお、効果意思が存在しなくとも意思表示は成立し、第95条1項1号はこれを前提とする(佐久間 [2020] 59~60 頁)。通説は、表示意思も不要とする(我妻 [1965] 241~242 頁、四宮・能見 [2018] 224 頁、佐久間 [2020] 60 頁)。

<sup>26</sup> 我妻 [1965] 240 頁。

<sup>27</sup> 佐久間 [2020] 56~59 頁。

<sup>28</sup> 既に完成した意思表示を伝達する者と、本人が決定した意思を相手方に表示して意思表示を完成させる者がある(我妻 [1965] 328 頁)。

<sup>29</sup> 四宮・能見 [2018] 343~344 頁。

## ロ. わが国民法に即した検討

### (イ) 契約1 (電子書籍の売買契約)

AI エージェントが A 名義で D と締結した電子書籍の売買契約 (契約 1) が成立するには、行為 1 が A の意思表示として成立する必要がある。行為 1 が A の意思表示として成立する上では、A の表示行為の有無が問題となる。

まず、行為 1 を A 自身の挙動として捉えると、行為 1 は電子書籍を購入するという A の意思を外部から推認させるが、これを A の意識に基づく挙動と評価できるかは、明らかでない。行為 1 が実行されている事実を A はまったく認識しておらず、これを睡眠中のような意識のない間の挙動と評価することは可能でありうるからである。一方、A が AI エージェントを自覚的に利用している点を捉えて、これに起因する行為 1 も A の意識に基づく挙動だと理解する余地もありうるだろう。

すなわち、行為 1 が A の意識に基づく挙動か、ひいては A 自らの表示行為といえるかは不明確である。そのため、契約 1 が成立しているか直ちには明らかではない<sup>30</sup>。このように、AI エージェントを利用してなされた意思表示およびこれに基づく契約の成立可否を検討する上では、このような判断基準の不明瞭さ、判断の困難さが伴うと考えられる。

次に、行為 1 を A 自身の挙動と捉えないとしても、AI エージェントを伝達機関類似の存在として捉えられる可能性があると考えられる<sup>31</sup>。このときは、A が決定した意思表示が AI エージェントの作動 (行為 1) により D に対し伝えられていると理解することになり、A について意思表示の成立を考えることになる。AI エージェントへの指示を表示行為と理解することで、A の意思表示は成立し、契約も成立していると評価できることになる。

### (ロ) 契約2 (紙の書籍の売買契約)

AI エージェントが A 名義で C と締結した紙の書籍の売買契約 (契約 2) につ

---

<sup>30</sup> 岡本 [2022] 15~21 頁は、AI スピーカーがテレビの音声等を発注指示と誤感知した場面では表示行為の成立が論点となり、表示行為を認めるために機器を作動させたことのみで足りると解するか、能動的な入力作業が必要と解するかによって結論が変わることを指摘する。また、福岡 [2020] 168 頁は、AI が利用者に対して無断で契約を締結した場面は利用者の意思表示が存在しないのが原則とする。その上で、商品購入のための ID 等の利用を AI に認め、AI がこれを利用して利用者に対して無断で発注した場面について、「あらかじめ合意していた ID、パスワードを入力して発注が行われた場合には、アカウント開設者と受注者との間で売買契約が成立する」という合意が継続的取引において存在したと評価する余地があり、契約の成立を認めると指摘する。

<sup>31</sup> 殿村・小松・松崎 [2025] 6 頁。

いても、行為 2 が A の意思表示として成立するかが論点となる。ここでも表示行為の有無が問題となる。A は、紙の書籍を購入するという指示を自覚的に行っており、これを受けた作動である行為 2 は、A の意識に基づく挙動と評価しやすいと考えられる<sup>32</sup>。このとき、行為 2 は A 自らの表示行為として成立し、A の意思表示の成立は肯定される<sup>33</sup>。AI エージェントを伝達機関類似の存在と捉える場合は、行為 1 同様に、A の指示行為の時点で A の意思表示は成立しているといえる。したがって、AI エージェントの行為をいずれのように捉えても契約 2 は成立していると評価できる。

### (3) 意思表示の有効性

意思表示が成立し、契約が成立した場合であっても、表意者は、意思表示を錯誤(第 95 条)により取消しうる。以下では、利用者の意思表示の成立が認められたとして、錯誤が成立しうるか、主に検討する。

#### イ. 錯誤の成立可否の判断基準

錯誤には、意思表示に対応する意思を欠く錯誤(同条 1 項 1 号。以下「1 号錯誤」という。)と、表意者が法律行為の基礎とした事情(基礎事情)についての認識が真実に反する錯誤(同項 2 号。以下「2 号錯誤」という。)がある。意思表示がこれらの錯誤に基づいており(因果関係)、かつ、当該錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要であるとき(錯誤の重要性)<sup>34</sup>、表意者は意思表示を取消することができる。2 号錯誤による取消しには、これらに加えて、基礎事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた必要がある(「表示」要件。同条 2 項)。

これらの要件をみたしても、錯誤が表意者の重過失に基づく場合には原則として取消しが認められない(同条 3 項)。重過失とは、表意者が意思表示をした状況において、その職業、知識、経験を有する者として、行為の種類や目的などに応じて、普通に要求される注意を著しく欠くことを指す<sup>35</sup>。例外として、相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重過失によって知らなかったとき(同項 1 号)などは、取消し可能である。

<sup>32</sup> もっとも、行為 1 について意思表示の成立を否定する場合、行為 1 と行為 2 の差、すなわち利用者の指示等の先行行為からどの程度乖離すれば利用者の意識に基づかない行為として表示行為の存在が否定され(う)るのかは明確ではない。

<sup>33</sup> 木村 [2018] 158 頁は、AI を利用して契約を締結させようとする人の意思を前提に、契約の成立を観念することが可能と指摘する。

<sup>34</sup> 錯誤の重要性は、表意者と同様の立場にある通常人もその意思表示をしないだろうといえるときに認められ、その判断に当たっては、法律行為の類型的特性と当事者が法律行為をした趣旨が勘案される(佐久間 [2020] 152 頁)。

<sup>35</sup> 我妻 [1965] 304 頁。佐久間 [2020] 162 頁。

意思表示を使者や伝達機関が行うとき、例えば使者が誤った内容の意思を伝えた場合や、使者が本人から伝えられた意思表示の内容を勝手に変更した場合における本人の真意（使者に伝えた内容）と使者による表示の不一致は、1号錯誤の問題になる<sup>36</sup>。

## ロ. わが国民法に即した検討

### (イ) 契約1（電子書籍の売買契約）

行為1がAの意思表示として成立すると認められる場合、Aは錯誤による意思表示の取消しができるか。表示である行為1（AIエージェントによる電子書籍の購入の申込み）から推認されるAの意思と、真意の不一致が問題となる。

Aの真意を、「Aの好みに合う紙の書籍を事業者Cのウェブサイトで購入し、Aの自宅へ配送すること」という指示と同一と評価する場合、意思表示に対応する真意を有さないAには1号錯誤<sup>37</sup>があると評価される可能性がある。因果関係およびこの錯誤の重要性は通常認められると思われ、そうであればAは意思表示を取消することができる。

他方、Aの真意を、「上記指示の遂行およびそのために適切な手段を実行すること」と抽象的に捉える可能性もある。このとき、Aは、抽象的ながらも、意思表示（行為1）に対応する効果意思を有していると評価できよう。この場合は、行為1が実は「適切な手段」ではなかったという意味で意思表示と真意の不一致がありえ、Aは電子書籍の購入が「適切な」手段であるという基礎事情についての錯誤（2号錯誤）に基づく取消しを主張することになると思われる。こうした基礎事情は設例ではDに対して表示されていないため、「表示」要件の充足がなく、Aは取消しをすることができない。

このように、Aの真意の理解によって帰結が変わりうることになる。ただし、Aが、AIエージェントに対して、明確に指示しなくとも目的達成のために必要な手段を実行することを期待しているとすると、Aの真意を後者のように解すべきと思われる。そうだとすると、利用者の期待に沿わないAIエージェントの作動は、原則2号錯誤として処理することになる。AIエージェントを利用する局面では設例のように、上記の意味での基礎事情の表示がないことが通常になるとすると、相手方の事情は考慮されることなく、AIエージェントの作動に

---

<sup>36</sup> もっとも、使者が本人から伝えられた意思表示の内容を勝手に変更したときには、表見代理の規定を類推適用すべきという見解も有力である（我妻 [1965] 299 頁。四宮・能見 [2018] 344 頁。佐久間 [2020] 233 頁）。

<sup>37</sup> 特に、いわゆる表示上の錯誤だと思われる。

利用者がほぼ常に拘束されうることになる<sup>38</sup>。このような帰結の妥当性およびいづれの錯誤により処理することが望ましいかについて、検討が必要である。

錯誤の要件を充足する場合、Aの重過失の有無が問題となる。少なくとも、AIエージェントを利用したことのみでは重過失とはならず、具体的なAIエージェント利用の態様や状況が影響すると考えられる<sup>39</sup>。Aの重過失が認められると、Dが、Aの錯誤について知っているまたは知らないことに重過失があるかが問題となる。設例のような電子商取引では、DがAの錯誤について知らないことが多いと思われ、重過失は、Aの場合同様に、具体的な取引の態様や状況次第で認められる余地がありうるだろう。もっとも、その具体的な考慮要素は明らかではなく、AIエージェントに即した検討が求められるのではないかと。

AIエージェントを伝達機関類似の存在として捉えるときは、Aの指示と行為1の不一致は1号錯誤として処理され、上記同様にAは意思表示を取消し可能となる。その上で、AとDの重過失が問題となることも同様である<sup>40</sup>。

#### (ロ) 契約2（紙の書籍の売買契約）

契約2においても、一定の場合には錯誤取消しの余地がある。Aが錯誤を主張する場合、AIエージェントにより購入の申込みがされた書籍について、Aの好みに合致しているという基礎事情に錯誤があるとして、2号錯誤の成立を主張すると考えられる。もっとも、契約1の場合と同様、そのことはCに対し表示されていないことから、錯誤は成立しない<sup>41</sup>。仮にこれが表示されて錯誤が成立すると、Aの重過失の有無が問題となる。設例ではAがログイン情報、決済用の情報へのアクセス権をAIエージェントに与え、AIエージェントに購入する書籍を選択させている。こうした事情は、Aの重過失を肯定する方向に作用する

<sup>38</sup> 基本契約の存在を前提とする見解であるが、福岡 [2020] 166～168 頁は、AIによる自動発注サービスにおける想定外の契約につき、「AIの判断に従って、物を一定の数量・価格で購入する」という意思とAIの行為に齟齬はなく、「AIが自分の想定する範囲内で判断をするだろう」という基礎事情に錯誤がありうるとする。自動発注サービスを利用する場合、通常この事情は表示されない一方、相手方がAIの利用を認識しており、発注内容が取引実績に照らして明らかに異常な取引などでは、こうした取引を行う意図がないことは黙示的に表示されているといえる余地があると指摘する。

<sup>39</sup> 殿村・小松・松崎 [2025] 6 頁（ただし、契約2類似の設例について、AIエージェントを伝達機関と捉え、1号錯誤の適用を検討する）。経済産業省 [2025] 153 頁によれば、AIスピーカーを利用する発注者の言い間違いについて、事業者（AIスピーカーの提供者かつ商品の受注者）が発注内容の確認措置を組み込んでいるにもかかわらず錯誤を訂正しなかった発注者には、重過失が認定される可能性がある。

<sup>40</sup> 伝達機関類似の存在として捉えた上で表見代理の規定を類推適用する場合（前掲脚注36）は、代理権の不存在等に対するDの善意無過失が問題となる。

<sup>41</sup> 錯誤の重要性が認められるかは慎重な検討が必要だと考えられる。

だろう。AI エージェントを伝達機関類似の存在として捉えるときは、契約 1 同様に整理できよう。

#### (4) 論点

以上の検討を踏まえると、論点は次のとおり整理される。

##### イ. AI エージェントと法人格

まず AI エージェントによる行為について検討する前提として、AI エージェントに私法上の法人格が認められるか否かが論点となりうる。現行法とその解釈を前提とすると私法上の法人格は認められない。もっとも、立法論も含めればこれを認める可能性はありえ、その場合の法的帰結は法人格を認めない場合と異なりうるのではないか。したがって、AI エージェントの登場を含むこれまでの技術の進展および将来的な技術発展の可能性を踏まえ、AI エージェントに私法上の法人格を認める必要性を再度確認する意義は残されていると考えられる。

##### ロ. AI エージェントの行為と利用者の関係

原則どおり AI エージェントに私法上の法人格を認めないという考え方に立つと、AI エージェントが行った意思表示に該当しうる行為と利用者の関係性、すなわち当該行為が利用者の意思表示として成立するか、が重要な問題となる。

当該行為を利用者自身の挙動と捉えようとする場合、その意思表示としての成立可否においては、AI エージェントの行為が利用者の意識に基づく挙動といえるかが問題である。しかし、本質的に予測不可能性のある AI エージェントの作動のうち、どこまでが利用者の意識に基づく挙動と評価できるかは不明確である。このことは、意思表示および AI エージェントにより締結された契約の成立可否の判断に、不明確性を生じさせていると考えられる<sup>42</sup>。

一方で、AI エージェントを伝達機関類似の存在とし、AI エージェントがした契約の申込み(承諾)に該当しうる行為を伝達行為(類似の行為)と捉える場合、利用者の意思表示は先行する指示において成立し、そのため契約は通常成立すると理解できる。ただし、かかる捉え方の妥当性および帰結の妥当性については、慎重な検討が必要であろう<sup>43</sup>。

---

<sup>42</sup> また、表示行為の判断に関しては、意思表示が成立すれば錯誤の規律により表意者と相手方の利益衡量ができる一方、不成立のときはその余地がないという不均衡があるところ、これが表示行為の有無という電子取引において判断が微妙な問題に左右されることには問題がある(宮川 [2023] 132 頁)。

<sup>43</sup> 人格なき電子機器を表示機関と構成できるかは、検討を要する(宮川 [2023] 脚注 33)。白井 [2020] 149 頁も参照。この点については 6 節で若干検討する。

このように、AI エージェントの行為と利用者の関係性を巡っては、AI エージェントの行為の解釈（利用者の挙動か伝達行為か）により、帰結が異なる可能性がある。取引の安定性、利用者の予測可能性、相手方の信頼の保護の観点からは、こうした不確実性は望ましくない。さらに、AI エージェントの行為を利用者自身の挙動と捉えようとする際には意思表示の成立判断に困難があるほか、伝達行為として捉えようとする際にはその妥当性が論点となる。AI エージェントの利用およびその作動と利用者の関係性について、意思表示に関する法規範の枠組みの中でどのように考えるべきか、検討が必要である<sup>44</sup>。

#### ハ. 予期しない作動への対応

AI エージェントの行為が利用者自身の挙動による意思表示として成立するとした上で、利用者が想定しない作動に関し、錯誤は成立するか。利用者の真意をAI エージェントに対する指示と同一だと理解すれば1号錯誤になりうる一方で、指示の背景にある期待（指示に明示されていないが目的達成のために適切な手段をAI エージェントが実行するという期待）も真意に含まれると解すれば2号錯誤となりうる。利用者の真意の捉え方が論点であり、この差は利用者、相手方の保護の程度を左右する。

一方、AI エージェントを伝達機関類似の存在と捉える場合、利用者の真意（指示）とAI エージェントによる表示の不一致は、1号錯誤の問題となるが、これは成立することが多いと考えられ、当事者の重過失が判断されることとなる。

以上のように、AI エージェントが予期しない行為を行う局面において、その行為の捉え方が、判断枠組みや帰結の相違をもたらさう。こうした不明確性は低減されることが望ましい。また、錯誤などの既存の規律は、設例のような局面を十分に想定していない可能性がある。AI エージェントによる予期しない作動が引き起こす契約上の問題について、既存の規律をどのように適用すべきか、またこうした規律の適用が適切か、整理する意義はあるだろう。

イ. からハ. のとおり、AI エージェントを利用した契約の締結については法的に検討を要する点がある<sup>45, 46</sup>。4 節、5 節では、UNCITRAL と ELI のモデル法

<sup>44</sup> この必要性は、電子取引一般についても妥当しうる（機器がエラー等により、利用者の想定していない発注をするなど）が、利用者の想定しない挙動をすることがある程度予定されているAI エージェントを利用する取引においては、より重要である可能性がある。

<sup>45</sup> 前掲脚注30、38、39からは、利用者のAI エージェントに対するかかわり方をどのように評価するか、利用者と相手方の事前の関係性（例えば継続的取引関係にあるか）、事前合意の有無および内容が重要であることが示唆される。

<sup>46</sup> 日本総合研究所先端技術ラボ [2025] 15 頁は、AI エージェントの活用に伴い、契約当事者や責任所在の不明確性というリスクが顕在化する可能性があり、「自律的に判断するAI」が結ぶ契約に関する法的整理が必要であることを指摘する。福岡 [2020] 164 頁脚注

中のこれらの論点に関連する規定を中心に、その内容を整理・分析する。

#### 4. MLAC

本節では MLAC を確認するが、内容に入る前に、MLAC および続く 5 節で確認する DACC ガイド原則およびモデル準則のうち、本稿で取り上げる内容について整理する。

MLAC は全 10 条から構成され、DACC ガイド原則およびモデル準則は 8 つの原則と 25 条の準則から構成される（以下では、DACC ガイド原則およびモデル準則のうちガイド原則部分を「DACC ガイド原則」、モデル準則部分を「DACC モデル準則」と呼ぶ。）。ただし MLAC と DACC モデル準則については、本稿ではその全てを取り上げることはせず、以下では 3 節で示した問題意識と関連の強い条文を中心的に確認し、その他の条文については必要な範囲で取り上げる。

MLAC と DACC モデル準則につき、それぞれ取り上げる条文は表のとおり。

---

1 は、さらに進んで、民法が、AI を利用する取引の特徴を考慮した規定をもたないところ、こうした取引に対応するためのデフォルト・ルールの立法が取引の安定化のために望ましいと指摘する。

表 MLAC と DACC モデル準則

MLAC		DACCモデル準則	
第1条	定義	第1章	総則
第2条	適用範囲	第1条	射程と目的
第3条	解釈	第2条	定義
第4条	技術中立性	第3条	デジタル・アシスタントの利用
第5条	自動化された契約の法的承認	第2章	デザイン要件
第6条	コンピュータ・コードにおける契約および自動化された契約における動的情報の利用の法的承認	第3章	デジタル・アシスタントの供給契約
第7条	自動化システムにより実行された行為の帰属	第4章	アルゴリズム契約
第8条	自動化システムにより実行された予期されない行為	第17条	アルゴリズム契約の法的承認
第9条	情報の要求	第18条	消費者法の適用
第10条	非回避	第19条	デジタル・アシスタントの利用の開示
		第20条	契約上の開示
		第21条	情報提供義務の遵守
		第22条	帰属とその限界
		第23条	デジタル・アシスタントの操作
		第24条	契約締結を妨げる行為をしないことの帰結
		第5章	デジタル・アシスタントの供給者に対する追加的責任

注：中心的に取り上げる条文にはシャドーを付している。また DACC モデル準則第 2、3、5 章の個別の条文は省略した。

## (1) UNCITRAL によるモデル法の形成・MLAC の概要

### イ. 経緯

UNCITRAL は国際連合の機関の 1 つであり、国際商取引に関する法の調和や現代化を目的としてルール形成を行っている。その成果物には、モデル法として各国に対し国内法としての採用を提案する文書があるほか、条約なども存在する<sup>47</sup>。UNCITRAL には第 1 から第 6 部会までが存在し、このうち第 4 部会が電子商取引関連のモデル法の策定等を担う。その成果として、1996 年の電子商取引モデル法 (Model Law on Electronic Commerce.以下「MLEC」という。)<sup>48</sup>、2001

<sup>47</sup> UNCITRAL の作成文書については、UNCITRAL [2013]参照。

<sup>48</sup> MLEC は 1998 年に第 5 条の 2 が追加されており、同条を含めた採用ガイドとして

年の電子署名モデル法 (Model Law on Electronic Signature)、2005 年の国際契約における電子通信の使用に関する国連条約 (United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts.以下「ECC」という。)<sup>49</sup>、2017 年の電子移転可能記録モデル法 (Model Law on Electronic Transferable Records.以下「MLETR」という。)、2022 年のアイデンティティ・マネジメントおよびトラスト・サービスの利用および国際承認に関するモデル法 (Model Law on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management and Trust Services) などがある。これらを日本は採択していないものの<sup>50</sup>、例えば、船荷証券の電子化を巡る議論においては MLETR の規定内容が参考とされるなど、第 4 部会のモデル法は日本法にも一定の影響を与えてきた<sup>51</sup>。

MLAC は、automated contracting (自動化された契約<sup>52</sup>) に関するルールであり、automated system (自動化されたシステム。以下「自動化システム」という。) を用いて契約に関する行為を自動化する局面について規律する。2024 年の国連総会第 79 回会合で採択されたのち、2025 年 6 月に Guide to Enactment (採用ガイド。以下「MLAC 採用ガイド」という。) が公表された<sup>53</sup>。

#### ロ. MLAC の問題意識

MLAC の策定に至る主要な問題意識の 1 つには、AI を契約に利用する際の法的不確実性への対処の必要性がある<sup>54</sup>。MLAC 採用ガイドによれば、AI には説明可能性やトレーサビリティの欠如<sup>55</sup>といった特徴があることに加え、特に高度の「自律性 (autonomy)」を持つ AI が複雑な意思決定 (decision-making) プロセスを伴う契約関連行為 (contractual actions) を行う場合を念頭に置くと、

---

UNCITRAL [1999] (以下「MLEC 採用ガイド」という。) が公表されている。

<sup>49</sup> ECC については、UNCITRAL 事務局による注釈として United Nations [2007] (以下「ECC 注釈」という。) が公表されている。

<sup>50</sup> UNCITRAL のモデル法のうち日本が採用しているのは国際商事仲裁モデル法と国際倒産モデル法である (2026 年 4 月時点)。

<sup>51</sup> 法務省民事局参事官室 [2023] 4 頁。また、MLETR も踏まえてデジタル資産の「コントロール」概念を検討したものとして鈴木 [2025]。

<sup>52</sup> 厳密には契約 (contract) そのものではなく契約に関する行為 (contracting) である。小出 [2024] 33 頁脚注 8 も参照。

<sup>53</sup> モデル法および MLAC 採用ガイドの案 (2024 年 7 月の UNCITRAL の第 57 回総会に提出されたバージョン) について紹介する文献として、小出 [2024] がある。

<sup>54</sup> MLAC 採用ガイド paras. 3, 5. 実際、MLAC の策定にいたる端緒は、スマートコントラクトと AI の法的側面に関する検討の提案であった (UNCITRAL [2018])。

<sup>55</sup> 説明可能性の欠如とは、システムによって実行された行為について説明することが難しいことを意味し、トレーサビリティの欠如とは、システムの出力結果から特定の当事者の意図を突き止めることが難しいことを意味する (MLAC 採用ガイド para. 5)。

UNCITRAL による電子商取引に関するルール<sup>56</sup>をはじめとする既存の法的枠組みでは、必ずしも法的問題を解決できない可能性がある。既存のルールを補うことでこうした法的不確実性を解消するために、MLAC が策定された<sup>57</sup>。

#### ハ. MLAC の原則

MLAC は基本原則として、技術中立性 (technology neutrality)<sup>58</sup>、非差別性 (non-discrimination)<sup>59</sup>、当事者自治 (party autonomy)<sup>60</sup>を挙げている。こうした原則は、UNCITRAL のこれまでのモデル法でも採用されてきた。

なお、過去の UNCITRAL 第 4 部会のプロジェクトでは、機能的同等性 (functional equivalence) アプローチの採用が最も重要な原則とされてきた<sup>61</sup>。これは、伝統的な紙ベースの取引において法が要求する事項の目的と機能を整理し、これらを電子商取引においてみたすための要件を分析した上で、その要件をみたす電子的手段に対しては伝統的取引における手段と同等の法的効果を認めるというものである<sup>62</sup>。もっとも、MLAC 採用ガイドによれば、自動化された契約には、紙ベースまたは対面の伝統的な契約と同等といえる行為が必ずしも存在しないことから、本原則は MLAC では採用されていない<sup>63</sup>。

---

<sup>56</sup> 例えば、ECC は人間による介入なくデータ・メッセージを送受信する”automated message system” (以下「自動化されたメッセージ・システム」という。)を契約の締結に用いる際のルールを設けている (ECC 第 4 条 (g)、12 条、14 条)。

<sup>57</sup> MLAC 採用ガイド paras. 5-6, 9-11.

<sup>58</sup> 法は、特定の技術や手段の利用を義務づけたり選好したりするべきではないという原則。MLAC 第 4 条、MLAC 採用ガイド para. 12 参照。

<sup>59</sup> 契約において自動化システムを利用しているということのみで、異なる取扱いを受けるべきではないという原則。MLAC 第 10 条、MLAC 採用ガイド para. 13 参照。

<sup>60</sup> 当事者が契約で自動化システムを利用する (しない) 自由や、合意によりその利用を規律する自由を尊重するという原則。MLAC 第 4 条、MLAC 採用ガイド para. 15 参照。

<sup>61</sup> 小出 [2024] 36 頁。例えば、MLEC、ECC では機能的同等性が採用されている (MLEC 採用ガイド paras. 15-18、ECC 注釈 paras. 50-51)。

<sup>62</sup> MLEC 採用ガイド paras. 15-18、小出 [2024] 36 頁。

<sup>63</sup> MLAC 採用ガイド para. 14. 機能的同等性アプローチの回避は、例えば AI エージェントによる自動的なタスクの決定と人間の意思に基づく判断を同等に扱うか否かのような、困難な論点を避けられるという意義もあると思われる。

## (2) MLAC の規律<sup>64</sup>

### イ. 自動化システムの定義とその適用範囲

まずは、MLAC における自動化システムの定義<sup>65</sup>を確認する。

#### 第1条 定義

1. 本法の適用上、

(a) 「自動化システム」は、自然人のレビューまたは介入を必ずしも必要とせずに行為を実行することができるコンピューター・システムを意味する。

(b) 「データ・メッセージ」は、電子的、磁氣的、光学的または類似の手段によって生成され、送信され、受信され、または保存される情報を意味する。

2. 自動化システムは、決定的に作動するようにプログラムされていても、非決定的に作動するようにプログラムされていてもよい。

1 項のとおり、MLAC は「自動化システム」というコンピューター・システムの種類を規律対象としている。コンピューター・プログラムではなく、コンピューター・システムとしている趣旨は、コンピューター・プログラムが組み込まれたハードウェアも契約の自動化に用いられるためである<sup>66</sup>。また、「行為 (actions)」は、一般的、中立的な自動化システムのあらゆる作動を意味する<sup>67</sup>。2 項の「決定的」とは、同じ入力からは常に同じ出力を生成することを意味し、「非決定的」とは、確率的に作動し、ある確率の範囲内の出力を生成することを意味する<sup>68</sup>。

これらを踏まえると、自動化システムの定義には、従来型の AI やルール・ベースのシステムに加えて、AI エージェントや AI エージェントを組み込んだハードウェアも幅広く含まれ、MLAC が射程とするシステムは広範といえる。

次に、MLAC の適用範囲については、第2条1項が定めている。

#### 第2条 適用範囲

1. この法律は、以下の事項を含む、契約を締結または履行するための、自動化システムの利用に適用される。

<sup>64</sup> 本稿では必要に応じて MLAC の正文 (英語) を記載する。和訳は筆者による仮訳である。和訳に当たっては、UNCITRAL・アジア太平洋地域センター・グローバル私法フォーラム [2016] および小出 [2024] を参考とした。DACC モデル準則についても同様に、必要に応じて原文 (英語) を記載しており、和訳は筆者による仮訳である。

<sup>65</sup> この定義は、ECC 第4条 (g) の「自動化されたメッセージ・システム」の定義と整合的になるよう定められた (MLAC 採用ガイド para. 26)。

<sup>66</sup> スマート・デバイスのようなものが想定され、こうしたデバイス自体が「自動化システム」として規律対象になる (MLAC 採用ガイド para. 26)。

<sup>67</sup> MLAC 採用ガイド para. 27.

<sup>68</sup> MLAC 採用ガイド para. 29.

(a) 申込みまたは申込みの承諾など契約の締結に関連する行為を構成するデータ・メッセージの生成またはその他の処理

(b) 契約の変更または終了など契約の履行に関連する行為を構成するデータ・メッセージの生成またはその他の処理

MLAC 採用ガイドによれば、本規定は、MLAC が契約のライフサイクルの多様な局面に適用されることを意図している。そのため、条文上、契約の「締結」と「履行」という用語が用いられているものの、例えば「締結」には契約締結に関する交渉が、「履行」には不履行や条項の修正などが含まれるとされる<sup>69</sup>。このように、MLAC は、あらゆる契約における自動化されたシステムの利用に適用されうる<sup>70, 71</sup>。

#### ロ. 自動化された契約の法的承認

自動化された契約の法的な位置づけについては、第 5 条において次のように定められている<sup>72</sup>。ただし 2 項は各国の裁量で採用可能な条項である。

##### 第 5 条 自動化された契約の法的承認 (legal recognition)

1. 自動化システムを利用して締結された契約は、契約の締結に関連して実行された行為に対して自然人がレビューまたは介入していなかったことのみを理由に、その有効性または執行可能性を否定されてはならない。

2. 自動化システムを利用して履行された契約は、契約の履行に関連して実行された行為に対して自然人がレビューまたは介入していなかったことのみを理由に、その有効性または執行可能性を否定されてはならない。

3. 契約の締結または履行に関連して自動化システムにより実行された行為は、その行為に対して自然人がレビューまたは介入していなかったことのみを理由に、その法的効力、有効性または執行可能性を否定されてはならない。

本条は非差別性の原則に基づくものであり、自動化システムの利用は、契約の有効性 (validity) や執行可能性 (enforceability) に影響しないことを確認している。自動化システムを利用して締結された契約 (1 項) と履行された契約 (2 項)

<sup>69</sup> MLAC 採用ガイド para. 33.

<sup>70</sup> 小出 [2024] 39 頁。現状では、消費者取引や金融商品取引で自動化された契約が普及していることを踏まえ、MLAC はこれらの取引を含めた幅広い取引を射程に含むものとされている (MLAC 採用ガイド para. 35)。

<sup>71</sup> 条文の「処理 (processing)」は、自動化システムにより実行される広範な作動を示す包括的な用語として用いられている。また、「生成 (generating)」という用語の選択には、出力が必ずしも入力と関連するとは限らないという自動化システムの特徴が意識されている (MLAC 採用ガイド para. 34)。

<sup>72</sup> MLAC 第 6 条も同様に、コンピューター・コードの形で条項が表現されている契約の法的承認などを定めている。

を比較すると、後者の条項の採択は各国の任意であり、MLAC 上の位置づけが異なっている。MLAC 採用ガイドによれば、2 項の必要性に関する見解が一致しなかったことが、この背景である。ただ、いずれの見解も自動化システムを利用して履行された契約を法的に承認することは一致しており、条文化の必要性が対立点と思われることを踏まえると<sup>73</sup>、2 項の採用如何にかかわらず、このような契約は法的に承認されるというのが MLAC の立場といえる。

なお、本条では「判断 (decision)」という単語はあえて使われていない。これは、自動化システムが決定を下す能力のある独立した意思を有するということを含意しないためとされる<sup>74</sup>。

#### ハ. 行為の帰属

第 7 条は、自動化システムが行った契約の締結や履行に関連する行為を誰の行為とするか、すなわち行為の帰属 (attribution) について取扱う条項であり、MLAC の中心的な規定の一つである<sup>75</sup>。ただし、本条でいう「行為がある者に帰属する」とは、ある者が自動化システムの出力と結びつく、いわば出力の背後にいる、ということの意味しており、出力から生ずる法的帰結、例えば責任、とは関係がない<sup>76</sup>ことには、注意する必要がある。条文は次のとおりである。

##### Article 7. Attribution of actions carried out by automated systems

1. As between the parties to a contract, an action carried out by an automated system is attributed in accordance with a procedure agreed to by the parties.
2. If paragraph 1 does not apply, an action carried out by an automated system is attributed to the person who uses the system for that purpose.
3. Attribution of an action carried out by an automated system shall not be denied on the sole ground that the outcome was unexpected.
4. Nothing in this article affects the application of any rule of law that may govern the legal consequences of attributing an action carried out by an automated system to a person.

##### 第 7 条 自動化システムにより実行された行為の帰属

1. 契約の当事者間において、自動化システムにより実行された行為は、当事者間で合意された手続きにしたがって帰属する。
2. 前項の規定が適用されないとき、自動化システムにより実行された行為

<sup>73</sup> MLAC 採用ガイド para. 47.

<sup>74</sup> MLAC 採用ガイド para. 50.

<sup>75</sup> 小出 [2024] 44 頁。

<sup>76</sup> MLAC 採用ガイド para. 60.

は、当該システムをその目的のために利用する者に帰属する。

3. 自動化システムにより実行された行為の帰属は、その結果が予期されていなかったという理由のみで否定されてはならない。

4. 本条は、自動化システムにより実行された行為をある者に帰属させることの法的帰結を規律する法規範の適用に影響を与えるものではない。

#### (イ) 自動化システムと法人格

MLAC 採用ガイドは、本条の意義の 1 つとして、自動化システムは独立した意思や法人格を持たない道具であり、その出力は自然人に帰属させられるべきであるという、法的枠組みを構築する上で重要な事項を再確認していることを挙げる<sup>77</sup>。この点は、AI の法人格を巡る困難な議論を回避しており、私法ルールを設ける上で現状実用的なものといえよう。

#### (ロ) 帰属のルール

1 項は、両当事者が合意した手続きが行為の帰属を定めるとし、これは当事者自治の原則の現れといえる。合意した手続きが無い場合には、2 項が適用される。2 項は契約の締結有無にかかわらず適用され、自動化システムにより実行された行為が、単に「利用」する者ではなく、自動化システムを「その目的のために利用」する者に帰属すると規定している。「その目的」とは、MLAC 採用ガイドを踏まえれば、問題となっている行為を実行する目的であるが、単なる利用にとどまらず「目的」を考慮する趣旨は、当該行為との間に最も強い関連性 (the strongest link) を有する者に当該行為を帰属させること、さらに帰属先を客観的に判断することにある<sup>78</sup>。そして、重要な判断要素としては、(a) 自動化システムを配備 (deploy) した者、(b) 自動化システムの運用パラメータと行為に対するコントロールの程度、(c) 行為から生じる利益と価値、(d) 契約の性質と目的、(e) 当事者間の取引慣習が挙げられている<sup>79</sup>。

このように、2 項は、各個人の主観を問題とせず、客観的状況をもとに行為の帰属を判断している。そのため、帰属の有無の判断の上で自動化システムの個別具体的な作動に対する認識は不要であり、それゆえに帰属を判断する上で、当事者の心理状態を判断することも不要となる<sup>80</sup>。

<sup>77</sup> MLAC 採用ガイド paras. 60-61. 脚注 74 および対応する本文も参照。

<sup>78</sup> MLAC 採用ガイド para. 66 は、「2 項は行為を実行する目的のための自動化システムの利用に言及している (paragraph 2 refers to the use of an automated system for the purpose of carrying out an action)」と述べている。

<sup>79</sup> MLAC 採用ガイド para. 66.

<sup>80</sup> MLAC 採用ガイド para. 66.

## (ハ) 当事者の心理状態の探求

3項も規定するとおり、当事者が自動化システムの行為を主観的に予期していたか、換言すれば、当事者の心理状態（state of mind）<sup>81</sup>は、行為の帰属に影響しない。ここには、予期されない結果は、帰属のルールではなく実体法のルールによって解決すべきという、MLACの立場が表れている<sup>82</sup>。そして、実体法のルールを適用するためには、自動化システムにより実行された行為に対する当事者の意図や知識、認識といった心理状態の探求が必要となることがある。そのため、MLACの起草過程では当事者の心理状態に関する条項を巡る議論があり、2024年2月時点のMLACの草案には、当事者の心理状態を判断するための考慮要素を挙げる条項が存在した<sup>83</sup>。この条項では、自動化システムがどのようにプログラムされているかといったシステムのデザインや、自動化システムが作動している状況が考慮要素とされていた。また、自動化システムの構成、訓練、テスト、調整といった、自動化システムの配備に至る全ての関連する段階を包摂する要素として検証（commissioning）も考慮要素に挙げられていた<sup>84</sup>。そのほか、当事者間で共有されていた情報も考慮要素として議論の俎上に上った<sup>85</sup>。

しかし、最終的には、こうした要素を網羅的に定めることが困難であることなどから、この条項は削除されている<sup>86</sup>。この結果、MLAC採用ガイドにおいて、自動化システムのデザインと、自動化システムが運用されている状況の2つが、当事者の心理状態を表しうる要素として指摘されるにとどまっている。

## 二. 自動化システムにより実行された予期されない行為

### (イ) 概要

第8条は、自動化システムによる予想外の出力による法的問題を解決するための実体法上のルールである。AIは予測不可能性が特徴であり、それゆえシステムがデザインされたとおりに動作しても予期しない出力を生成する場面が発生しうる。MLAC採用ガイドによれば、本条はこうしたAIを組み込んだ自動化システムの利用に特有の場面に主に焦点を当てている<sup>87</sup>。そのため、本条は、MLAC

---

<sup>81</sup> なお、“state of mind”という用語は、特に契約法の文脈ではあまり用いられないが、“intention”や“will”のみならず“mistake”その他の無効原因も包摂する用語として、採用されたという経緯がある（UNCITRAL [2023] para. 72）。

<sup>82</sup> 実体法のルールとしては、各国の契約法や次に述べるMLAC第8条がありうる。

<sup>83</sup> UNCITRAL [2024a].

<sup>84</sup> UNCITRAL [2024b] para. 54, MLAC採用ガイド para. 37.

<sup>85</sup> United Nations [2024] para. 217.

<sup>86</sup> MLAC採用ガイド para. 70, United Nations [2024] paras. 217-218.

<sup>87</sup> MLAC採用ガイド para. 75. なお、自動化された契約は従来の契約よりもシステムの複雑性が高く、プログラムのエラー等により利用者が予期しない出力が生じるリスクが高いことを理由として、本条の射程には、AIに起因する予期されない結果に限られず、プログ

の中でも、本稿の検討との関連で特に重要性が高い条項である。本条についても、その必要性について見解が一致しなかったことから、MLAC 採択国の裁量で採用可能な条項となっている<sup>88</sup>。条文は次のとおりである。

Article 8. Unexpected actions carried out by automated systems

1. Unless otherwise agreed by the parties, where an action carried out by an automated system is attributed to a party to a contract, the other party to the contract is not entitled to rely on that action if, in the light of all the circumstances:

(a) The party to which the action is attributed could not reasonably have expected the action; and

(b) The other party knew or could reasonably be expected to have known that the party to which the action is attributed did not expect the action.

2. Nothing in this article affects the application of any rule of law or agreement of the parties that may govern the legal consequences of an action carried out by an automated system.

第 8 条 自動化システムにより実行された予期されない行為

1. 当事者間で別段の合意がなされた場合を除き、自動化システムにより実行された行為が契約の一方当事者に帰属するとき、すべての状況に照らして次の要件をみたす場合は、他方当事者は当該行為に依拠することができない。

(a) 当該行為が帰属する当事者が、当該行為を合理的に予期できなかった、かつ

(b) 当該行為が帰属する当事者が当該行為を予期していなかったことを、他方当事者が知っていたまたは知っていることが合理的に期待されたとき。

2. 本条は、自動化システムにより実行された行為の法的帰結を規律する法規範や当事者間の合意の適用に影響を与えるものではない。

第 8 条 1 項は、まず、自動化システムが予期されない行為を実行するリスクの分担を、当事者の合意に委ねている。ここにも当事者自治の原則の考えが表れているが、それだけでなく、予期しない行為について、当事者の合意による対処を促すことを意図している<sup>89</sup>。ここでのリスクとは、自動化システムが予期されない行為を実行するリスク（予測不可能性リスク）であり、自動化システムが実

ラムのミスや第三者の介入に起因する予期されない結果も含まれる。

<sup>88</sup> MLAC 採用ガイド paras. 73-74.

<sup>89</sup> MLAC 採用ガイド para. 77.

行した行為について法的責任を負う者が、基本的には、このリスクを負担することになるといえると思われる。

合意がない場合に対する本条の原則的な考え方は、自動化システムを取引活動のために利用する当事者が、当該システムの出力に伴うリスクを負担するべきというものである<sup>90</sup>。その上で、この例外として、自動化システムの利用者が、一定の場合に、予想外の出力に基づく法的帰結を回避することを認めている。すなわち、自動化システムの利用者は、システムの利用に伴うリスクのすべてを必ずしも負担するわけではない。

第8条2項にあるとおり、このルールはその他の法規範などに影響するものではなく、帰属と法的責任の所在が一致しないこともありうる。例えば1項により、片方の当事者が、自動化システムにより実行された行為に依拠できないとしても、なお、その他の法規範のもとで、相手方が法的責任を負うことはありえる。ただし、本条1項の規律には、予測不可能性リスクの分配に関するMLACの考え方が現れており、その帰結は、予測不可能性リスクを誰が負担するか、というリスク分配に密接にかかわるとと思われる。

#### (ロ) 要件

次に、第8条1項本文が適用されるための要件である(a)と(b)について確認する。(a)は、第7条の帰属のルールにより行為が帰属する当事者(以下「帰属当事者」という。)に関する要件であり、帰属当事者が「実際に」予期していたことではなく、「合理的に」予期していたであろうことを問題とする<sup>91</sup>。これは、帰属当事者の予期について、客観的状況をもとに判断することを求める趣旨とされる。起草過程では、特に自動化システムを含めた機械同士で契約の締結等に関する行為が行われる場合に、契約当事者の主観を解明することが困難であることが意識されており<sup>92</sup>、この意識が判断基準の客観化につながっている。そして、帰属当事者の予期を判断するための重要な要素としては、①契約の性質と目的、②その行為が実行された取引の種類、③当事者間で確立された取引慣行と取引実務が挙げられている。

その他に重要でありうる要素として、MLAC採用ガイドは④自動化システムのデザイン、運用、利用において帰属当事者が利用可能であった情報を挙げるが、

---

<sup>90</sup> MLAC採用ガイド para. 77.

<sup>91</sup> 起草過程では、当事者の「予期 (expectation)」は契約から生じる利益と通常関連するところ、自動化システムが実行した個別の行為に関する当事者の予期の判断は困難であるため、当事者が合理的に「予見 (foresee)」できたことに着目した規律にすべきという提案もあった (United Nations [2024] para. 226)。

<sup>92</sup> United Nations [2024] para. 224.

これらは当事者にとって容易に理解可能とは限らないことを理由に、①～③のように決定的な要素とはされていない<sup>93</sup>。特に、第三者が自動化システムを提供している場面では、当事者がデザインや作動に関する情報にアクセスすることは困難だと指摘されている<sup>94</sup>。なお、こうしたことから、当事者に自動化システムに関する情報開示を求める規律は MLAC に存在しない。もっとも、その重要性は起草過程でも意識されていたほか、第 9 条<sup>95</sup>は情報開示の重要性を示しているとされる<sup>96</sup>。

また、当事者が自動化システムの行為を合理的に予期していたか判断する上では、「予期されない行為 (unexpected actions)」の意義が重要となるが、起草過程で多様な見解が示されたことを受け、一義的な明確化は回避された<sup>97</sup>。そこで、MLAC 採用ガイドは、予期されない行為の意義についての 1 つの立場として、「もしそうした行為について当初に気づいていれば、当事者が契約を締結しなかったであろう行為、または根本的に異なる契約条項に基づいて締結したであろう行為」を挙げるにとどまっている<sup>98</sup>。

次に、(b) は、行為が帰属しない当事者（以下「他方当事者」という。）に関する要件であるが、(a) と異なり、他方当事者の主観が問題とされる余地がある。

(b) は、他方当事者について、帰属当事者が当該行為を予期していなかったことを、(i) 知っていた、または (ii) 知っていることが合理的に期待されたことを求めている。このうち、(i) は、他方当事者の実際の認識、すなわち主観的状

---

<sup>93</sup> MLAC 採用ガイド para. 81. 起草過程では、第 8 条 1 項の条文において、「あらゆる状況」の例としてこうした情報を規定することが検討されていたが、本文記載の理由により削除された (United Nations [2024] para. 223)。

<sup>94</sup> MLAC 採用ガイド para. 86.

<sup>95</sup> 第 9 条は、MLAC の規定が、自動化システムのデザイン、作動または利用に関する情報の開示を求める法規範の適用に影響を与えないことなどを定めている。

<sup>96</sup> MLAC 採用ガイド paras. 84-85, 87 によれば、起草過程では、当事者に情報開示を義務づける規定の導入も議論されたが、他の法規範によりこうした義務が課される可能性などを踏まえて、条文化は見送られた。代わりに、こうした法規範への注意および、自動化システムのデザイン、作動、利用に関する情報開示の重要性を当事者に喚起する規律として、第 9 条が設けられた。

また、MLAC 採用ガイドは、特に AI を組み込む自動化システムの利用における透明性、説明可能性、トレーサビリティを高めるために情報開示は重要であることも指摘する。開示する情報の例として (a) 自動化システムを配備した当事者を特定可能な情報 (identity)、(b) 自動化システムとやり取りしていることを自然人に伝える情報、(c) ログのような自動化システムの作動に関する情報、(d) データ漏えいのようなシステムの誤作動に関する情報が、起草過程では挙げられた (MLAC 採用ガイド para. 86)。

<sup>97</sup> UNCITRAL [2024c] para. 23.

<sup>98</sup> MLAC 採用ガイド para. 81.

況を問題とするものである<sup>99</sup>。そして、他方当事者の実際の認識を判断するに当たっては、自動化システムのデザインや自動化システムが運用されている状況が重要になると考えられる（本節（2）ハ．（ハ））。これらはいずれも客観的な要素であることを踏まえると、(i) を判断するに当たっては、客観的状況がなお重要になるといえよう。(ii) については、(a) と同様に客観的に判断される。ただし、(b) の (ii) は、同じ状況に置かれた合理的個人であればその事態を知っていることが期待されるかという基準で判断され、他方当事者が「知っているべきであったこと (ought to have known)」が問題となる<sup>100</sup>。

以上をまとめると、MLAC 第 8 条は、AI を用いた契約特有の予測不可能性リスクに対し、当事者間の合意による対応を尊重しつつ、合意がない場合のリスク分担の手がかりを提供する。このとき、原則として帰属当事者にリスクが帰属するという考えに立ちつつ、例外的に、その原則を緩和しており、例外への該当性の判断については、帰属のルール同様に、基本的に、客観的基準を用いている。なお、第 8 条は、錯誤のような既存の法の代替ではなく補完を意図しており、また、立証責任の分配などをする意図はないこと<sup>101</sup>には留意が必要である。

### （3）小括

MLAC の特徴的な点をまとめると、第 1 に、当事者自治を原則としている点が挙げられる。第 2 に、自動化システムの行為について、その行為を実行する「目的のための利用」から判断し、当該行為と最も強い関連性をもつ者に帰属させていることがある。なお、ここでの帰属は、法的責任を含意していない。第 3 に、自動化システムが予期していない行為を実行するリスクについて、契約の両方当事者の置かれている客観的状況を中心的な考慮要素として、リスク分配の手がかりを提供している。第 4 に、第 2、第 3 の点とも関連するが、人間の介在しない自動化システムの行為に伴う問題に対し、当事者の主観ではなく、客観的な事情による判断を基本とする点が特徴的である。

## 5. DACC ガイド原則およびモデル準則

### （1）ELI による検討・DACC ガイド原則およびモデル準則の概要

#### イ. 経緯

ELI はヨーロッパ法の発展と統一を目的とする団体であり、学者等の個人会員

---

<sup>99</sup> MLAC 採用ガイド para. 82.

<sup>100</sup> MLAC 採用ガイド para. 82. 実際、起草過程では、「知っているべきであったこと (ought to have known)」という表現であった (UNCITRAL [2024a] article 8 1. (b)).

<sup>101</sup> MLAC 採用ガイド para. 83.

に加え、欧州議会、欧州連合加盟国の裁判所、UNCITRAL などの機関会員から構成される。その成果は、モデル準則や原則 (principles) などの形で公表される。ELI の活動の主眼はヨーロッパ法であるため、UNCITRAL の成果物と異なり、わが国の立法に対し直ちに繋がるとは言い難い。もっとも、アメリカ法律協会などヨーロッパ域外の団体や国際機関とも連携しており、ELI の活動や成果物は国際的な広がりをもつ。また、政治的権限の欠如を背景に立法過程における政治的妥協が不要であることから、その成果物は理論的にあるべき姿を示すことが可能とされ<sup>102</sup>、わが国でもしばしば紹介されている<sup>103</sup>。

これまで ELI は自動化された意思決定 (Automated Decision-Making) や、その消費者取引への利用について、検討を重ねてきた。具体的には、2022 年に公表された、EU における自動化された意思決定に関するガイド原則 (Guiding Principles for Automated Decision-Making in the EU) や、2023 年に中間報告 (interim report) として公表された、EU 消費者法と自動化された意思決定 (ADM) : EU 消費者法は ADM に準備ができていますか? (EU Consumer Law and Automated Decision-Making (ADM): Is EU Consumer Law Ready for ADM?).以下「中間報告」という。)がある。これらの発展として、DACC ガイド原則およびモデル準則が Commentary (以下「コメンタリー」という。)とあわせて 2025 年に公表された<sup>104</sup>。コメンタリーは、ELI が公式に発表している、モデル準則の各条文に対する、立案の背景や意図などを説明する文書である。

DACC ガイド原則およびモデル準則は、事業者と消費者の間の契約関係 (後述) においてデジタル・アシスタント (後述) 等を用いる際の法的不確実性を低減し、消費者保護を実現することを目的としており、ヨーロッパ内外の立法者が法形成をする土台として提案されている。DACC モデル準則の規律対象は、事業者と消費者の間の契約関係において利用されるデジタル・アシスタント (第 1 条 3 項 (a))、デジタル・アシスタントの供給に関する契約 (同項 (b))、消費者、事業者またはその双方による契約関係を自動化するためのデジタル・アシスタントの利用 (同項 (c)) である。このとおり、消費者契約が主たる適用対象であるが、事業者間契約を完全に念頭においていないというわけではない。コメンタリーによれば、DACC モデル準則における私法ルールは、事業者間契約において

---

<sup>102</sup> 三枝 [2024] 130 頁。

<sup>103</sup> 例えば、事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会 [2022] がアメリカ法律協会と ELI の共同成果物である”ALI-ELI Principles for a Data Economy - Data Transactions and Data Rights -”を紹介している。近時のものとして大塚 [2025] 127~139 頁が”ELI Principles on the Use of Digital Assets as Security”を、三枝 [2024] 106~146 頁などが”Model Rules on Online Platforms”を検討の対象としている。

<sup>104</sup> ELI [2025] p. 9.

デフォルト・ルールとしてみなされうる<sup>105</sup>。

また、DACC モデル準則は、契約の自動化に用いられるシステムをデジタル・アシスタントと定義するが、DACC モデル準則は、デジタル・アシスタントのデザイン要件に関するルールも設けており、これは製造物規制として作用しうる。以下では、DACC モデル準則の内容やその背景にある考え方について、必要に応じて MLAC と比較しながら整理する。

#### ロ. DACC ガイド原則

DACC ガイド原則には、DACC モデル準則を貫く考え方が示されており、その内容は中間報告で示された内容と同一である。これらは、EU の消費者法制をデジタル・アシスタントの利用に適合させるための原則として挙げられている。

具体的には、(1) デジタル・アシスタントによる行為は利用者に帰属すること、(2) 消費者法制はデジタル・アシスタントを介して締結された契約に適用されること、(3) 契約前の情報提供義務の重要性は変わらないこと<sup>106</sup>、(4) デジタル・アシスタントの利用に対する障壁があってはならないこと<sup>107</sup>およびデジタル・アシスタントを介して手配された取引は法的に有効であること、(5) デジタル・アシスタントの利用は両当事者により開示される必要があること、(6) デジタル・アシスタントは不正な操作 (manipulation) から保護される必要があること、(7) 消費者は、デジタル・アシスタントの全てのパラメータを設定、レビューおよび修正する権限 (ability)、デジタル・アシスタントによる契約締結を妨げる権限ならびにデジタル・アシスタントの停止により、デジタル・アシスタントに対するコントロールを保持する必要があること、(8) デジタル・アシスタントの利用を通じて生じる利益相反は開示される必要があることである<sup>108</sup>。

MLAC と比較すると、非差別性の原則<sup>109</sup>の存在は共通する一方で、技術的中立性や当事者自治には言及がない。もっとも、DACC モデル準則の適用対象であるデジタル・アシスタントやアルゴリズム契約 (後述) の定義では技術的に中立であることが意図されている<sup>110</sup>ため、DACC モデル準則でも、技術的中立性の原

---

<sup>105</sup> ELI [2025] p. 24.

<sup>106</sup> これは、デジタル・アシスタントに関する情報の提供ではなく、消費者法制が求める、消費者に対する契約前の情報提供義務が、デジタル・アシスタントを利用している消費者に対しても引き続き適用されることを確認する趣旨である (中間報告 pp. 27-29)。

<sup>107</sup> 消費者によるデジタル・アシスタントの利用を事業者が妨げる (障壁を設ける) ことは認められないという原則 (中間報告 pp. 29-30)。

<sup>108</sup> ELI [2025] p. 11, 中間報告 pp. 22-32.

<sup>109</sup> (2) と (4) が該当するといえる。

<sup>110</sup> ELI [2025] p. 27, 中間報告 p. 23.

則は採用されているといえよう。当事者自治に関しては、DACC モデル準則は消費者保護ルール側の側面を有することから、当事者自治を一定程度制限する性格があると考えられる。実際、コメンタリーによれば、DACC モデル準則は消費者契約において、他の消費者法ルール同様、義務的に（mandatory）適用されることが意図されている<sup>111</sup>。こうした DACC モデル準則の性格は、例えば第 22 条 4 項（本節（2）ハ、参照）で見られる。ただし、上記のとおり、事業者間契約に対してはデフォルト・ルールとされうることから、その限りでは、当事者自治を尊重しているといえるだろう。

また、DACC ガイド原則でのみ言及される原則のうち、(1) は行為の帰属の問題を扱っており、MLAC では条文において対応されている。その他の原則については、消費者保護目的の規制としての性格が強いように思われる。以上を踏まえると、MLAC の原則と DACC ガイド原則の相違は、両者の性格や目的の相違に起因すると整理できる。

## ハ. デジタル・アシスタントの機能および供給者に対する規制

### （イ）デザイン要件

第 2 章は、デザイン要件（design requirements）を定めている。これは、MLAC にはない DACC モデル準則の大きな特徴であり、本節（2）で確認する DACC モデル準則の契約法上のルールとも関係する。

デザイン要件とは、消費者が契約関係のために利用することを意図しているデジタル・アシスタントがみたすべき事項であり、デジタル・アシスタントの供給者が義務の名宛人となっている（第 4 条）。具体的には、デジタル・アシスタントのパラメータ<sup>112</sup>を消費者が選択、修正できる機能（functionality）（第 5 条）、デジタル・アシスタントによる契約締結を消費者が妨げられる機能（第 6 条）、デジタル・アシスタントの利用を消費者が停止（deactivate）できる機能（第 7 条）、デジタル・アシスタントが利用されている旨を開示する機能（第 8 条）、デジタル・アシスタントが消費者に介入しないこと（第 9 条）、デジタル・アシスタントの意思決定（decision-making）過程を文書化すること（documentation）（第 10 条）が求められる。

---

<sup>111</sup> ELI [2025] p. 24.

<sup>112</sup> 同条 1 項によれば、パラメータとしては最低限、次の事項が含まれる。(a) 価格の範囲、基準およびその他の価格設定要素またはデータへのアクセス許可のような対価的要素、(b) 商品やサービスの種類や特性、(c) 契約関係に入るべき事業者の身元や特性、(d) 評価およびレビュー、(e) 契約締結を妨げるための期間、(f) 配送の手配および日数、(g) 事業者の地理的所在地、(h) サステナビリティ基準。

デザイン要件は、消費者保護という政策目的を実現するための規定であり、デジタル・アシスタントに対する直接的な事前規制として、消費者がリスク管理するためのメカニズムを提供するものとされる<sup>113</sup>。なお、無償<sup>114</sup>で提供されるデジタル・アシスタントやオープン・ソースのデジタル・アシスタントはデザイン要件による規制の射程に含まれないが、コメンタリーは、デザイン要件はデジタル・アシスタントがみたすべき一般的な基準とみなされうると指摘している<sup>115</sup>。

#### (ロ) デジタル・アシスタントの供給契約

デジタル・アシスタントを消費者に供給する契約（第1条3項(b)）に関し、第3章は、供給者に一定の義務を課している。例えば、デジタル・アシスタントを消費者に提供する前に消費者に一定の情報を与えること（第11条）、デジタル・アシスタントの作動における消費者との利益相反状況の開示（第12条）が求められている。また、供給したデジタル・アシスタントが契約適合性（conformity）<sup>116</sup>をみたすといえるためには、デザイン要件を遵守し、デジタル・アシスタントの作動が、それを利用する消費者によって合理的に予期されうる（could reasonably be expected）ことが求められる（第14条）。さらに、デジタル・アシスタントが契約適合性をみたさないとき、供給者は、消費者に対して、これに起因する損害を賠償する責任等を負うことになる（第16条）。

本稿では、契約法上のルールの検討を主眼にしていることから、以下では、必要な範囲で、デザイン要件や供給契約に関する規定に触れる。

### (2) DACC モデル準則の契約法上の規律

#### イ. デジタル・アシスタントとその利用

DACC モデル準則では、デジタル・アシスタントやそれを利用した契約について、次のとおり定義している。

#### 第2条 定義

(2) 「デジタル・アシスタント」は、事前設定されたパラメータ、ユーザーの

<sup>113</sup> ELI [2025] p. 32.

<sup>114</sup> ここでの「無償 (free)」は、消費者からの金銭の支払やデータへのアクセスといったものを含めて、何も消費者から提供されないことを指している (ELI [2025] p. 33)。

<sup>115</sup> ELI [2025] p. 33.

<sup>116</sup> EU の消費者法制では、デジタル・コンテンツなどの供給に関して、契約への適合性をみたすための要件が定められている (Directive (EU) 2019/770 など)。コメンタリーによれば、DACC モデル準則の規定は、これら既存の消費者法制と異なる要件を設けるものではなく、デジタル・アシスタントの供給契約に関して考慮されるべき要素を補う趣旨である (ELI [2025] p. 47)。

入力、幅広い情報源から得られたデータに基づき、契約関係のための一連の事前  
に定義された目的を達成するためにデザインされた、アルゴリズム・システム  
(algorithmic systems) を活用するアプリケーションを意味する。

(4) 「アルゴリズム契約」は、当事者の一方または双方により、契約関係の一  
部またはすべての面を自動化するために、デジタル・アシスタントが利用される  
契約を意味する。

2 項のとおり、DACC モデル準則は「デジタル・アシスタント」という、アル  
ゴリズム・システムを活用するアプリケーションの一種を規律対象とする。コメ  
ンタリーによれば、この中には独立したアプリケーションも、製品やウェブサイ  
トに組み込まれたアプリケーションも含まれる<sup>117</sup>。また、アルゴリズム・システ  
ムは、決定的アルゴリズムも AI 技術も含んでおり、技術中立性の確保の観点か  
ら、特定の技術を前提としていない<sup>118</sup>。この点は、MLAC では第 1 条 2 項が規  
定していた内容である。4 項は「アルゴリズム契約」という概念を定義している。  
定義中の「契約関係」とは、契約締結前および締結後の行為、契約の締結、履行、  
解除、取消または終了を意味し (第 2 条 1 項)、すなわち、契約のライフサイク  
ル全体を指している<sup>119</sup>。これは MLAC 第 2 条 1 項に相当する内容である。

以上を踏まえると、DACC モデル準則の適用場面は、MLAC とほぼ同様であ  
ると考えられる。なお、MLAC はアルゴリズム契約に相当する概念を定義して  
いないが、DACC モデル準則もアルゴリズム契約によって新しい契約類型を創  
出する趣旨ではないこと<sup>120</sup>を踏まえると、実質的な相違点とはいえない。

#### ロ. アルゴリズム契約の法的承認

DACC モデル準則も、MLAC 同様にアルゴリズム契約の法的承認について規  
定を置いている。

#### 第 17 条 アルゴリズム契約の法的承認 (legal recognition)

(1) アルゴリズム契約は、当事者の一方のみまたは双方がデジタル・アシ  
スタントを使ったかにかかわらず、デジタル・アシスタントが利用されたことのみ  
を理由に、その有効性または執行可能性を否定されない。

(2) 消費者と事業者の間の契約関係においてデジタル・アシスタントにより

<sup>117</sup> ELI [2025] p. 27. MLAC におけるコンピューター・システムとほぼ同趣旨と思われる  
が、ハードウェアがコンピューター・システムには含まれる一方、デジタル・アシスタ  
ントには含まれない (ソフトウェアのみ) という違いがあると考えられる (前掲脚注 66 お  
よび対応する本文参照)。

<sup>118</sup> ELI [2025] p. 27.

<sup>119</sup> ELI [2025] p. 27.

<sup>120</sup> ELI [2025] p. 29.

実行されたいかなる行為も、デジタル・アシスタントが利用されたということのみを理由に、その法的効力、有効性または執行可能性を否定されない。

本条は、非差別性の原則に基づき<sup>121</sup>、デジタル・アシスタントの利用がアルゴリズム契約の有効性 (validity) や執行可能性 (enforceability) に影響しないことを定めている。対応する MLAC 第 5 条と比較すると規定ぶりは異なっており、MLAC 第 5 条 1 項、2 項の規定に相当する内容を本条 1 項のみで定めているが、これは「アルゴリズム契約」の定義に、締結および履行の各局面でデジタル・アシスタントが利用された契約が含まれるからであろう。なお、4 節 (2) ロ. のとおり、MLAC 第 5 条 2 項は任意で採用可能な条項であり、これは、履行において自動化システムを利用する契約の法的承認を否定する趣旨ではないといえることを踏まえると、本条 1 項と MLAC 第 5 条 1 項、2 項の趣旨に違いはないだろう。また、本条 2 項は MLAC 第 5 条 3 項に対応する規定といえる。こうしたことを踏まえると、本条は MLAC 第 5 条と基本的に同内容のルールを設けていると整理できる。

#### ハ. 行為の帰属

DACC モデル準則もデジタル・アシスタントによる行為の帰属に関する条項を置くが、その規定ぶりは、MLAC の対応する条項と、大きく異なる。

#### Article 22: Attribution and its limits

(1) A person who uses a digital assistant for contractual relations is bound by the actions taken by the digital assistant and all the actions of the digital assistant are attributed to that person.

(2) Where the actions of a digital assistant used by a consumer for contractual relations deviate from those which could reasonably be expected by the consumer, the actions of the digital assistant have no legal effect and are not attributed to the consumer.

(3) The relevant factors to be applied in determining whether the actions of the digital assistant deviated from those a consumer could reasonably expect, include:

(a) any information given to the consumer about the adaptive capability of the digital assistant;

(b) whether, the operation of any adaptive functionality of the digital assistant was inconsistent with such information;

(c) external factors such as loss of access to third-party data supplies, errors in that data, or cybersecurity breaches; and

<sup>121</sup> ELI [2025] p. 50.

(d) whether in the specific circumstances, the consumer could not reasonably have expected that the action in question would be taken.

(4) Any contractual term providing that the business will not be bound by the actions of the digital assistant used by the business for its contractual relations with the consumer is only effective insofar as the actions to which that term applies are so unexpected that a reasonable person would conclude there has been a serious failure in the operation of the digital assistant.

(5) In circumstances where the actions of a digital assistant are deemed to have no legal effect under paragraph (2) or by virtue of the contract terms referred to in paragraph (4), either party is entitled to receive back any performance that was rendered in consequence of such action.

## 第22条 帰属とその限界

(1) 契約関係のためにデジタル・アシスタントを利用する者はそのデジタル・アシスタントによって行われる行為に拘束され、またそのデジタル・アシスタントの全ての行為はその者に帰属する。

(2) 消費者によって契約関係のために利用されたデジタル・アシスタントの行為が、その消費者によって合理的に予期されうる行為から逸脱している場合、デジタル・アシスタントによる当該行為は法的効果をもたず、消費者に帰属しない。

(3) デジタル・アシスタントの行為が消費者によって合理的に予期されうる行為から逸脱しているかを判断する上での重要な要素には、以下のものが含まれる：

(a) デジタル・アシスタントの適応能力に関する消費者に提供されたあらゆる情報、

(b) デジタル・アシスタントの適応機能の作動が、こうした情報と一貫していないか否か、

(c) サードパーティーのデータ提供へのアクセスの喪失や、そのデータにおけるエラー、またはサイバーセキュリティの侵害のような外部要因、および

(d) 特定の状況下で、当該消費者が、問題となっている行為が行われることを合理的に予期しえなかったこと。

(4) 消費者との契約関係において事業者が利用するデジタル・アシスタントの行為に事業者が拘束されないことを規定する契約条項は、当該条項が適用される行為が、合理的個人であれば、デジタル・アシスタントの作動に深刻な欠陥があると結論づけるであろう程度に予期できないものであるときに限り、効力を有する。

(5) デジタル・アシスタントの行為が2項や4項で言及される契約条項によって法的に無効であるとみなされる場合、いずれかの当事者は、そうした行為の結果として提供された履行の返還を受ける権利を有する。

本条は、デジタル・アシスタントによる行為の帰属の問題（1項）に加えて、デジタル・アシスタントによる予期しない行為の取扱い（2項～5項）についても規定している。これらはそれぞれMLACの第7条、第8条に対応する規定といえる。ハ. では前者について整理し、ニ. で後者について整理する。

#### (イ) デジタル・アシスタントと法人格

DACCガイド原則およびモデル準則は、デジタル・アシスタントの法人格の承認といった点について触れていない。もっとも、帰属のルールにおいてはデジタル・アシスタントの行為は利用者を拘束するとされていることや、EUにおける過去の議論<sup>122</sup>を踏まえると、DACCガイド原則およびモデル準則では、デジタル・アシスタントが単なる道具であり法人格を有さないことが、前提となると考えられる。こうした立場は、MLACと同様、AIの法人格を巡る議論を回避した、実用的なものといえよう。

#### (ロ) 帰属のルール

1項における帰属のルールは、人による現実の利用（actual use）に基づいて帰属を決定するという内容であり、本項のもとでは、法的拘束力のある契約の締結に至ったデジタル・アシスタントの行為は、利用者に帰属し、かつ、法的に有効となる<sup>123</sup>。なお、2項以下の規定と異なり、本項は、事業者、消費者関係なく適用される。このルールは、デジタル・アシスタントの利用者にそのリスクを分配すべきという原則的な考えに基づくものであるが<sup>124</sup>、この考えの背景には、デジタル・アシスタントの利用者が最もよくそのリスクを評価、予防、管理できることに加え、デジタル・アシスタントを利用することで利益を得ていることから、デジタル・アシスタントの利用に伴うリスクを負担すべき、という発想がある<sup>125</sup>。

<sup>122</sup> 欧州議会では、ロボットやAIの法人格について議論があった。2017年の欧州議会決議（European Parliament [2017]）では、AIなどが引き起こす民事上の責任問題（不法行為責任）に対する立法提言としてAIなどに **electronic person** の地位を認めるという構想が示された。しかし、この構想には否定的な見解もあり、その後の2020年の欧州議会決議（European Parliament [2020]）において、AIシステムに起因する損害の責任問題を解決するための法人格の付与は不要であると指摘されるに至ったという経緯がある。

<sup>123</sup> ELI [2025] p. 56.

<sup>124</sup> ELI [2025] p. 56.

<sup>125</sup> ELI [2022] p. 20.

## (ハ) MLAC との比較

まず、自動化システムまたはデジタル・アシスタントの法的位置づけとしては、両モデル法ともに、法人格を承認する立場ではないという点で共通している。

次に、帰属のルールについては、MLAC では当事者自治の原則が規定される一方、DACC モデル準則にはそうした規定がないことが挙げられる。すなわち、当事者の合意によっても本項の帰属のルールを回避することはできない。また、MLAC の帰属のルールは、法的帰結を含意せず、いわば事実の問題としての帰属のみを扱っている一方、DACC モデル準則は、行為が帰属する者が行為に法的に拘束されるとしており、帰属の決定が、法的帰結、責任も含意している。

帰属のルールの内容をみると、MLAC は当事者の合意が無い場面のルールとして、自動化システムの利用と目的を考慮要素とするが、DACC では実際の利用のみが考慮要素となっている。これにより帰結に差が生ずる場面の 1 つとしては、例えば事業者 X が、自身で開発した AI エージェント（デジタル・アシスタントにも自動化システムにも該当するとする）を消費者 Y に提供し、Y が当該 AI エージェントを利用して X と取引する場面が考えられる<sup>126</sup>。つまり、X は Y との関係では AI エージェントの供給者かつ取引相手である。このとき、本項によれば、行為は、実際に AI エージェントを操作した Y に帰属すると思われる。一方、MLAC のもとでは、具体的な操作をしたのが Y だとしても、4 節 (2) ハ、(ロ) で示した要素に基づき、X が AI の行為と最も強い関連性があると認められれば、行為が X に帰属する余地があると思われる。

このように、単なる利用のみで行為が帰属し、かつ、帰属の所在が法的責任の所在と一致する DACC モデル準則の方が、MLAC よりも利用者（消費者）に対して AI エージェントの予測不可能性リスクを多く分配するとみえる<sup>127</sup>。もっとも、DACC モデル準則では、消費者がデザイン要件をみたしたデジタル・アシスタントを利用すること、すなわち、消費者はデジタル・アシスタントの作動をある程度コントロールでき、消費者の合理的に予期しがたい行為が行われる局面は生じにくいことが想定されている。このような前提のもとでは、単なる利用のみによって行為が帰属するとしても、デジタル・アシスタントの利用者である消費者が負う予測不可能性リスクは必ずしも大きくない可能性がある<sup>128</sup>。

<sup>126</sup> 経済産業省 [2025] 148～154 頁における、AI スピーカーを利用した電子商取引もこれに該当するといえる。

<sup>127</sup> もっとも、MLAC では、利用者に行為が帰属しない場合でも、実体法のルールによって利用者が法的責任、予測不可能性リスクを負担することもありうる。

<sup>128</sup> 中間報告 p. 24 も、こうしたルールは人間によるコントロールを維持するためのデザイン要件と一体として正当化されると述べ、デザイン要件を前提とすると、デジタル・アシスタントの行為を消費者に帰属させることは一般に問題ではないと指摘している。

## 二. デジタル・アシスタントにより実行された予期されない行為

### (イ) 概要

第 22 条 1 項はデジタル・アシスタントを利用する消費者、事業者いずれにも適用されるが、消費者に対する射程は、2 項以下が制限している。この結果、DACC モデル準則は、事業者と消費者の間の契約関係で用いられるデジタル・アシスタントの予測不可能性リスクを、事業者に多く負担させているといえる。背景には、デジタル・アシスタントが、適応能力、すなわち、利用を通じてアルゴリズムが自己学習して変化する能力を有する場合への問題意識がある<sup>129</sup>。検討過程では、こうしたデジタル・アシスタントを利用する消費者に無条件でリスクを負担させることは、過重だと考えられた。そこで、本条 2 項により、消費者が合理的に予期しうる行為を基準として、そこから外れたデジタル・アシスタントの行為は法的効果を持たないとされている。「合理的予期 (reasonable expectations)」という基準が採用されているが、コメントリーによれば、これは客観的な標準 (objective standard) であり、個々の消費者の主観的予期 (subjective expectations) に基づくものではない<sup>130</sup>。

### (ロ) 考慮要素

3 項では、消費者の合理的予期を判断するための考慮要素が挙げられている。まず、(a) と (b) は、一体として考慮されることが想定される。(a) の「適応能力」は、デジタル・アシスタントの基礎となっているアルゴリズムが自己学習する能力を意味しており、(b) の「適応機能」は、デジタル・アシスタントが適応能力を活用する特定の要素を指している。要するに、(a) と (b) は、消費者がデジタル・アシスタントの適応能力について知っているべきであったことの枠内に、デジタル・アシスタントの行為が含まれているかを問題とする。なお、(a) は、一般的に利用可能な情報ではなく、消費者に対して提供された情報に焦点を当てている<sup>131</sup>。

(c) により、デジタル・アシスタントの行為に影響を与えた外部要因が考慮される。消費者は、自らのコントロールを超える外部要因に基づく取引に拘束されることを合理的に予期していないことが一般的であろう、とコメントリーは指摘しているが<sup>132</sup>、この指摘からは、デジタル・アシスタントの行為に対するコントロール可能性がリスク負担の根拠の 1 つと考えられていることが看取でき

<sup>129</sup> ELI [2025] pp. 56-57.

<sup>130</sup> なお、本項は、デジタル・アシスタントによる具体的な作動が消費者の合理的予期から外れた場面における契約の法的有効性を扱うが、この場面では、消費者は、第 14 条、第 16 条の責任を供給者に対し追及することも可能である (本節 (1) ハ、(ロ) 参照)。

<sup>131</sup> ELI [2025] p. 57.

<sup>132</sup> ELI [2025] p. 57.

る<sup>133</sup>。また、(d) は、問題となったデジタル・アシスタントの行為が実行された特定の状況における消費者の合理的予期を問題とする<sup>134</sup>。

これら 4 要素は、条文上、あくまで例示であるが、コメンタリーは、消費者が 2 項の適用を主張するには、4 要素全てが考慮され、その他の要素は、消費者の合理的期待を形成する上で重要であった場合のみ考慮されるべきだとする<sup>135</sup>。

#### (ハ) MLAC との比較

MLAC では、第 8 条が、予期されない行為について取り扱っている。これと比較すると、DACC モデル準則第 22 条 2 項、3 項は、消費者が帰属当事者である場面に対する規律であること、当事者自治を定めていないことが特徴である。この相違の背景は、DACC モデル準則が消費者保護を目的とする一方、MLAC は必ずしもそうでないことがあろう。このように、両モデル法は射程が異なっているため、(ハ) では、両モデル法がともに射程とする、消費者が帰属当事者であり事業者が他方当事者である契約について、DACC モデル準則第 22 条 2 項、3 項と MLAC 第 8 条における、予期されない行為の帰属および予測不可能性リスクの分配に関するルールを比較する<sup>136</sup>。

判断の方法を比較すると、DACC モデル準則は、帰属当事者の事情のみを要件とするが、MLAC は帰属当事者と他方当事者双方の事情を要件としている。この相違の背景を明らかにするには、それぞれの要件の内容と想定される帰結を比較する必要がある。

まず、帰属当事者に関する要件を比較すると、両モデル法ともに帰属当事者の主観ではなく客観的な基準を採用し、さらに客観的な基準として合理的な予期を用いている点で共通している。もっとも、合理的な予期を判断する上での考慮要素として挙げられる事情は、共通項もありつつ、完全には一致していない。

共通項として、問題となっている行為が実行された特定の状況における帰属

---

<sup>133</sup> 前掲脚注 128 および対応する本文参照。

<sup>134</sup> コメンタリーは、具体例として、消費者の指示を受けてデジタル・アシスタントが消費者の好みの音楽を流した後に、同じアーティストの別の楽曲を流すことを消費者に提案した場面を挙げる。この提案に消費者が同意したことを受けて、デジタル・アシスタントが消費者の気づかぬうちに音楽のサブスクリプション契約を締結する行為は、消費者の合理的予期から外れ、(d) をみたす (ELI [2025] p. 58)。

<sup>135</sup> ELI [2025] p. 58.

<sup>136</sup> 4 節 (2) ニ. (イ) のとおり、MLAC 第 8 条は、必ずしも法的責任や予測不可能性リスクの所在を明らかにするものではないが、同条の帰結にはリスク分配に対する一つの立場が現れており、これを DACC モデル準則と比較することには、意義があると思われる。

当事者の合理的な予期<sup>137</sup>および外部要因<sup>138</sup>が考慮されうる点を挙げるができる。一方で、デジタル・アシスタントまたは自動化システムに関する情報を考慮要素とするかという点で、両モデル法は異なっている。DACC モデル準則は、デジタル・アシスタントの適応能力に関し帰属当事者に与えられた情報および実際の挙動との関係性を要件とする（(a)、(b)）一方、MLAC 採用ガイドは、自動化システムのデザイン等に関する情報を当事者が容易に理解可能とは限らないことを理由として、決定的な要因ではないと指摘している。

この背景は、帰属当事者における情報の利用可能性が両モデル法で異なっていることだと考えられる。DACC モデル準則は、供給者に対し、消費者が利用するデジタル・アシスタントについて、適応能力を含む主要な特徴についての情報などを、平易でわかりやすい形で提供することを求めている（第 11 条）。すなわち、帰属当事者は、デジタル・アシスタントの適応能力などについて容易に理解可能であることが通常想定される。一方、MLAC では、このような前提がない<sup>139</sup>ことから、仮に帰属当事者に与えられた情報を要件とすると、帰属当事者が法的責任を回避するために求められる情報収集コストが、相応に大きくなる可能性がある。したがって、帰属当事者に関する要件の差は、それぞれの条項が適用される前提条件の差に起因するものであり、この前提を揃えれば<sup>140</sup>、帰属当事者に対する要件の実際的な差は小さい可能性がある。

次に、他方当事者に関する要件を比較すると、そもそも DACC モデル準則には他方当事者に関する要件は存在しないため、帰属当事者について要件がみたされれば、他方当事者は、デジタル・アシスタントの行為について利用者への帰属を主張できず、その予測不可能性リスクを一次的に負担することになる。

帰属当事者および他方当事者に関する要件の相違を踏まえると、MLAC と比較して、DACC モデル準則では、消費者である利用者に予期されない行為が帰属して法的責任、予測不可能性リスクを負う場面は相対的に限られると思われる。MLAC では帰属と法的責任の所在が常に一致するわけではない点に留意が必要

---

<sup>137</sup> MLAC 第 8 条によれば、帰属当事者が行為を合理的に予期していたかは、自動化システムによる行為が実行された時点における当該行為を巡るすべての状況に照らして判断される（これを判断する上で、4 節（2）ニ.（ロ）における①～③の事情が考慮される。MLAC 採用ガイド para. 81）。これは、DACC モデル準則第 22 条 3 項（d）と重なっていると思われる。

<sup>138</sup> MLAC 第 8 条は外部要因を明示的に考慮要素としていない。もっとも、同条は、外部要因による予期されない行為も射程に含む（前掲脚注 87）ことから、MLAC でも外部要因が帰属当事者の合理的な予期を判断する上で考慮されるだろう。そうであれば、DACC モデル準則第 22 条 3 項（c）も、MLAC と重なることになる。

<sup>139</sup> 前掲脚注 96 および対応する本文参照。

<sup>140</sup> なお、MLAC でも、帰属当事者が利用可能な情報等を考慮することは排除されない。

だが、こうした比較が妥当する面があるとするれば、その背景は、DACC モデル準則が消費者保護を目的とすることに求められよう。もっとも、常にこのように考えられるかは、さらなる検討を要する。

## (二) 事業者が負うリスク

DACC モデル準則が、消費者に比べて、他方当事者である事業者に対して予測不可能性リスクを多く負担させているか否かは、デザイン要件を含め、DACC モデル準則の他の規定も踏まえて検討する必要がある。DACC モデル準則第 8 条では、デジタル・アシスタントが開示機能を備えることが求められている。具体的には、契約関係で用いられるデジタル・アシスタントは、デジタル・アシスタントが利用されている旨を開示する必要がある（同条 1 項）、消費者が利用するデジタル・アシスタントについては、これに加えて、消費者により利用されている旨が開示される必要がある<sup>141</sup>（同条 2 項）。デジタル・アシスタントがこうした開示機能を有しないとしても、第 19 条 1 項によれば、デジタル・アシスタントを契約関係のために利用する者は、その旨を相手方に伝える必要がある、消費者が利用している場合は、消費者が利用している旨も伝える必要がある。

これらの義務を通じ、事業者は、契約関係にある相手方がデジタル・アシスタントを利用していることおよび、消費者であることを把握できる。消費者取引はある程度定型的なものだとすると、例えば、消費者の利用するデジタル・アシスタントが、消費者が合理的に予期しないような非定型的内容（過大な数量など）の契約を申し込む場合、事業者は、その申込内容が消費者の合理的な予期を外れていることを認識可能でありうると考えられる。ところで、MLAC 第 8 条における他方当事者に対する要件は、「帰属当事者が当該行為を予期していなかったことを、他方当事者が知っていたまたは知っていることが合理的に予期された」ことであった。上記の例の場合、事業者は、デジタル・アシスタントによる行為を消費者が予期していないことを、知っているまたは知っていることが合理的に予期されるといえる余地があるのではないか。このように考えると、DACC モデル準則第 22 条において、MLAC 第 8 条に比して、他方当事者である事業者に予期しえない行為が帰属しやすいとは言い切れないと思われる<sup>142, 143</sup>。

さらに、DACC モデル準則第 22 条 2 項の規定により、事業者がデジタル・ア

---

<sup>141</sup> コメントリーは、本項により、事業者が消費者法制上の義務に従うことが容易になると指摘している（ELI [2025] p. 40）。

<sup>142</sup> もっとも、定型性のない消費者取引も相応にあると考えられ、そうした取引については DACC モデル準則のルールの方が、事業者に予期しえない行為が帰属する可能性は大きいといえよう。

<sup>143</sup> このように考える場合は、消費者保護目的のみからは、両モデル法の帰属のルールおよび予期しえない行為に対するルールの相違を説明しがたいと考えられる。

シスタントによる予期していない行為の法的責任、予測不可能性リスクを負うことになったとしても、最終的にはこれを負わないことがありうる。第 25 条は、第 22 条 2 項によって事業者が受けた損害について、デジタル・アシスタントの供給者が責任を負う (is liable to) ことを定めている。コメンタリーによれば、第 25 条は供給者に対し、契約責任ではなく、不法行為上の責任を負わせるものである<sup>144</sup>。また、同条の実効性を確保する上では、事業者が供給者を特定できる必要がある。第 8 条 3 項は、消費者向けデジタル・アシスタントに対する開示義務として、消費者と契約関係にある事業者の求めに応じ、供給者を特定できる事項 (identity) を開示する機能を備えることを求めている。こうした供給者への法的責任追及のルールは、事業者が負担する予測不可能性リスクを軽減しうる。

自動化システムの供給者に対する責任追及のルールは、MLAC の射程外である。すなわち、予期しない行為のリスクを負担する当事者が供給者と契約関係がない場合などにおいて、当該当事者が供給者の責任を追及することを MLAC は想定しておらず、規律が用意されていない。MLAC と DACC モデル準則における帰属のルール、予期しえない行為に対するルールの相違の背景には、両モデル法が、自動化システム (デジタル・アシスタント) の供給者への法的責任追及のためのルールを用意しているか否かの差もある可能性が指摘できる<sup>145</sup>。

#### (ホ) 事業者に行為が帰属する場合

DACC モデル準則では、事業者が帰属当事者となる消費者取引に対するルールは設けられていない。コメンタリーによれば、事業者は契約条項によって自らデジタル・アシスタントのリスクに対処することが想定されることがその理由である<sup>146</sup>。ただし、第 22 条 4 項は、事業者がデジタル・アシスタントの行為に拘束されないことを定める条項、いわば免責条項による消費者へのリスク転嫁に、一定の制限をかけている。同項は、2 項が消費者に認める免責要件よりも厳しい要件であるが、事業者は消費者に比べてデジタル・アシスタントの利用に伴うリスクの評価や管理をする能力が高いと想定されるためである<sup>147</sup>。また、DACC モデル準則は、事業者間取引については何ら定めておらず、その内容はデフォルト・ルールとして参照されうる<sup>148</sup>。

---

<sup>144</sup> ELI [2025] p. 61.

<sup>145</sup> 相対的に、MLAC のもとでは帰属当事者と他方当事者のいずれかが最終的なリスクを負担する可能性が高く、リスク負担に関する当事者間の利益衡量の重要性が高い。MLAC 第 8 条において双方当事者に関する要件が設けられていることは、こうした利益衡量を行いやすくする可能性がある。

<sup>146</sup> ELI [2025] p. 58.

<sup>147</sup> ELI [2025] p. 58.

<sup>148</sup> DACC モデル準則第 22 条はデザイン要件等とあわせて理解されるべきだとすると、これらが適用されない事業者間取引に対するデフォルト・ルールとして、同条の内容が適切

MLAC 第 8 条は、事業者が帰属当事者である消費者取引にも事業者間取引にも適用されうるほか、免責条項の有効性を特段制限しない。なお、MLAC は当事者の合意を原則とするため、事業者間で自動化システムを利用する場面については、両モデル法はともにデフォルト・ルールといえる。

### (3) 小括

MLAC と比較した DACC モデル準則の特徴を整理すると、まず、消費者契約における当事者自治を制限していることが挙げられる。次に、デジタル・アシスタントの行為の帰属先を判断する基準として、単なる「現実の利用」を採用している。第 3 に、消費者と事業者の契約における、デジタル・アシスタントにより実行された予期されない行為のリスク分配を、デジタル・アシスタントを利用した消費者の客観的状況のみに依拠して行っている。また、契約ルールとしての特徴とは言い切れないが、デジタル・アシスタントの供給者に対する責任追及を可能とすることで、供給者、消費者（利用者）、事業者間でのリスク分配を行っている点も特徴的である。最後に、これらの私法ルールの適切性や実効性が確保されるように、デジタル・アシスタントの機能や供給者への規制が設計されており、私法ルールと規制が一体として機能しうることが挙げられる。

もっとも、両モデル法について検討する上では、それぞれの性質や目的を十分に踏まえることが必要である。すなわち、MLAC が念頭に置くのは国際商取引であり、主に事業者間での契約である一方、DACC モデル準則は EU 域内の消費者と事業者間の契約を念頭に置く。また、MLAC は自動化された契約に伴う法的不確実性の低減を目的とする一方、DACC モデル準則は主に消費者保護を目的とする。こうした相違が両モデル法の違いに繋がっている面もあり、両モデル法を比較し、示唆を得る上では、それぞれの背景を意識する必要がある。

## 6. 日本法への示唆

ここまでの整理をもとに、MLAC、DACC ガイド原則およびモデル準則から得られる日本法に対する示唆として、次の 3 点を取り上げる<sup>149</sup>。

### (1) AI エージェントと法人格

両モデル法ともに、AI エージェントのようなシステムが契約のライフサイクルで行った行為を人に帰属させている。これにより、両モデル法のもとでは、設例における AI エージェントの行為は、いずれも人に帰属することになる。この

---

かは、検討の余地があるだろう。

<sup>149</sup> 以下では、AI エージェントが自動化システム（MLAC 第 1 条）にもデジタル・アシスタント（DACC モデル準則第 2 条）にも該当するとする。

前提として、AI エージェントは私法上の法人格を有さず責任主体にならないという立場を、両モデル法は採用している。

3 節のとおり、日本法において、AI が私法上の法人格を有するとは認められない。現行法を離れた法律論として、AI が私法上の法人格を有することは可能か、法人格を認めるべきかという点については議論があるが<sup>150</sup>、現時点で、AI に私法上の法人格を認める可能性、必要性には否定的な見解が多い<sup>151</sup>。また、将来、AI に私法上の法人格を認める方向になるとしても、意見対立がありうるなか、実現には時間を要すると考えられる。こうした中、比較的近い将来に登場する可能性がある、AI エージェントを利用して契約を自動化する際の問題に対処するための規律として、AI エージェントに法人格を認めるというアプローチを採用しないことは、現時点においては日本でも妥当性があると思われる。両モデル法の立場は、このアプローチの妥当性を支持する材料となりうる。

なお、3 節 (4) イ. のとおり、こうした立場の妥当性は自明ではなく、技術の進展や取引実態などを踏まえて、常に検討していく必要があるのではないか。

## (2) 帰属のルール

### イ. AI エージェントの法的位置づけ

AI エージェントが実行した行為の帰属について、両モデル法は、システムの「利用」という客観的な基準をもとに判断するという規律を設けている。設例について、DACC モデル準則のもとでは、AI エージェントによる行為は現実に利用した A に帰属する。MLAC のもとでは、4 節 (2) ハ. (ロ) の客観的要素などに照らし、その行為を行う目的のために利用した者に帰属する<sup>152</sup>。

こうしたルールは、3 節 (4) ロ. で指摘した論点の解決の参考となりうる<sup>153</sup>。まず、両モデル法は AI エージェントによる行為の帰属先および帰属の要件について明文で定めており、AI エージェントの捉え方の違いに基づく不確実性は生じない。このとき、両モデル法は、AI エージェントを利用者等から独立して意思を表明する存在とは捉えていない。

<sup>150</sup> この問題を扱う近時の文献として、白石 [2025] 124~129 頁、四方 [2023] 93~128 頁、村田 [2022] 8~14 頁など。また、AI エージェントと法人格に関する議論を紹介するものとして、中川 [2020, 2025]。

<sup>151</sup> 白石 [2025] 125~128 頁、栗田 [2018] 211~233 頁、木村 [2018] 156~157 頁など。

<sup>152</sup> A に帰属する場面が多いと思われるが、仮に C または D が AI エージェントを提供している場合などは、C または D に帰属する余地も存在する (5 節 (2) ハ. (ハ) 参照)。

<sup>153</sup> ただし、両モデル法のルールは日本における意思表示に関する法規範に対応しないこと、特に MLAC 第 7 条は自動化システムの挙動の法的帰結を扱う規律ではないと明言されている点に留意が必要である。

この点に関し3節では、日本法の解釈として、AI エージェントを伝達機関類似の存在として扱う可能性を指摘した。しかし、この妥当性は、直ちには明らかでない。設例のような局面の利用者は、AI エージェントをいわゆる使用者と同様の存在だと考えて利用していない可能性がある。また、利用者の指示が、いわゆる使用者について想定される「本人が決定した意思」と同様だと常に評価することは、困難だと考えられる。さらに、相手方にとって、やり取りの相手が利用者自身か AI エージェントかを必ずしも正確に判断できない中、仮にこの相違が法的帰結の違いをもたらすとすると、相手方に不測の損害が生じうることになる。したがって、AI エージェントは、独立した伝達機関類似の存在としてではなく、AI エージェントの行為を当事者と直接結びつけて捉えるべきだと考える。両モデル法の立場は、こうした捉え方を支持するものといえる。

#### ロ. 意思表示の成立要件

両モデル法における帰属の要件の内容をみると、AI エージェントの行為が利用者の意識に基づく挙動かという困難な評価を要さず、具体的行為に先行する客観的事実（設例における指示）をもとに、その行為を当事者に帰属させることを可能としている。これによる帰属先の決定を起点に、実体法の規律によって、当事者間で予測不可能性リスクを分配することが可能となる<sup>154</sup>。さらに、AI エージェントの行為には複数の主体が関与することがありうるほか、事業者が自身との取引のための AI エージェントを顧客（消費者）に提供し、AI エージェントが事業者の注文受付端末であると評価可能な局面の存在もある<sup>155</sup>。このような場合で、DACC モデル準則は利用者である顧客を帰属先とすることで、MLAC は MLAC 採用ガイドの示す考慮要素などを踏まえ帰属先を決定することで、これを起点として法的帰結を検討することを可能とする<sup>156, 157</sup>。

こうした帰属のルールについて検討する上では、まず、両モデル法のルールの

---

<sup>154</sup> 前掲脚注 42 も参照。

<sup>155</sup> 経済産業省 [2025] 148～154 頁が検討する AI スピーカーの例。こうした例を念頭に、岡本 [2022] 20 頁は、機器使用者とコンピューター・プログラム利用者が分離する可能性が、AI 機器を利用する取引特有の事象だと指摘する。

<sup>156</sup> 経済産業省 [2025] 150～151 頁は、AI スピーカーのシステムの主要部分を事業者が支配しており、ユーザーがシステムの修正などをできないときには、AI スピーカーが事業者の支配下にある注文受付端末と解釈すべきであり、AI スピーカーが実際には発注がないのに発注があると誤認識した場面では、ユーザーの意思表示にあたる行為がないとする。これは、MLAC 採用ガイドが示す要素の (b) を考慮して AI スピーカーの作動を事業者に帰属させる考え方に近いと整理できる。

<sup>157</sup> また、小出 [2024] 49～50 頁は、信託受託者が信託事務に AI を利用する場合に信託事務処理の第三者への委託と評価しうるか、という判断をする上で、MLAC の帰属のルールにおける基準が参考になりうることを指摘する。

背景を意識する必要がある。例えば、DACC モデル準則がデジタル・アシスタントによる行為を原則利用者に帰属させる根拠は、①利用者がもっともデジタル・アシスタントのリスクをコントロール可能であること、②利用者が利用から利益を得ていることであり<sup>158</sup>、MLAC も同様の点を帰属の根拠としている<sup>159</sup>。次に、特に DACC モデル準則については、帰属のルール的前提となる制度的側面に留意が必要である。すなわち、デザイン要件やデジタル・アシスタントの供給契約に関する規律を通じて、①の前提となる、AI エージェントの行為に対する一定のコントロール可能性の制度的な確保を試みている。むしろこうした前提が整っていないと、①は利用者に帰属させる根拠たりえず、DACC モデル準則のような帰属のルールは、同準則のように帰属と法的責任の所在が一致する場合に特に、予測不可能性リスクを過大に利用者に負わせるとも考えられる。

以上を踏まえ、3 節の行為 1 のように、AI エージェントが利用者の慮外の行為を行う場面における意思表示の成立可否について、どのように考えるべきか。3 節では、AI エージェントの作動が利用者の「行為」といえるか、すなわち利用者の意識ある挙動といえるかが論点であり、ひいては、指示時点の意識を根拠に当該時点では想定をしていない作動について表示行為、意思表示の成立を認めることができるかが問題であると指摘した。意思表示に関する法規範を構成する基本的価値としては、自己決定の尊重、相手方の信頼保護、取引安全の保護、帰責原理があるとされ<sup>160</sup>、挙動に対する表意者の意識の存在という要件は、このうち自己決定の尊重と帰責原理にかかわりうる。そうだとすると、AI エージェントの行為に意思表示の成立を認めることが利用者の自己決定を損なうものではなく、また当該行為に利用者の帰責性が認められる局面であれば、仮に利用者の意識ある挙動といえずとも、意思表示の成立を認めてよいのではないか。

両モデル法の帰属のルールが前提とするような、ある者が AI エージェントを利用し、かつその行為とリスクを一定程度コントロール可能であるという事情は、自己決定や帰責性の存在を肯定する要素といえる可能性がある<sup>161</sup>。これらの事情の前提として、こうした者は、AI エージェントが予期しない行為をするリスクの存在を理解していると考えられるが、リスクを理解して AI エージェント

<sup>158</sup> 前掲脚注 125 および対応する本文参照。また、MLAC については、当事者間の合意を原則としていることには留意が必要である。

<sup>159</sup> MLAC は、行為の帰属先（最も強い関連性を有する者）の判断要素として自動化システムを配備したこと、自動化システムの運用パラメータと行為に対するコントロールの程度、行為から生じる利益と価値、契約の性質と目的、当事者間の取引慣習を挙げる。

<sup>160</sup> 佐久間 [2020] 54～56 頁。①②をこうした価値との関係で、また表示行為が意識ある挙動であるという要件との関係でどのように位置づけられるかは論点である。

<sup>161</sup> ただし、MLAC 第 7 条は法的責任を含意しておらず、帰属当事者に法的責任を負わせる根拠の存在という意味での帰責性の有無に言及してない点には、留意が必要である。

を利用する者は、その選択を通じて、予測不可能性リスクを引き受けているといえる。したがって、その選択の帰結である AI エージェントの行為は、いかに予期していなくとも、利用者の自己決定の帰結であることを否定しがたい。また、AI エージェントの行為とそのリスクに対するコントロール可能性は、実際の行為に対する一定程度の帰責性を基礎づけるだろう<sup>162</sup>。

さらに、AI エージェントを利用する取引は、対面取引と比して、表示が意識に基づくか否かの判断が極めて困難であり、かつ、その判断は極めて不明瞭となりうる。したがって、意思表示の成立要件として、個別の作動に対する表意者の意識の存在を求めないことは、これを信頼した相手方および取引安全の保護の観点から適切だと考えられる<sup>163</sup>。また、こうした基準の客観化は、事後的な判断を容易にする面もある。これらの点で、両モデル法が着目する利用の事実という客観的事実は、意思表示の成立の判断基準として合理性があるだろう。

したがって、意思表示の成立を検討する上では、AI エージェントを利用者から独立した表示機関のように捉えるのではなく、その行為が、直接、利用者などの意思表示として成立するかを検討するべきである。その意思表示の成立には、具体的な作動に対する意識がなくとも、利用者の自己決定が損なわれず、かつ、利用者の帰責性が認められれば足りるのではないか。そうした場面の 1 つとして、AI エージェントのリスクを理解した者が、その行為およびリスクを一定程度コントロール可能な状況で、これを利用したという局面が考えられる。こうした下での利用ですらない場面では意思表示の成立を認めがたい一方で、こうした下での利用があれば、それに続く具体的な行為について、認識がなく想定されていないとしても、意思表示の成立を認めてよいと考えられるのではないか<sup>164</sup>。

---

<sup>162</sup> このように考える場合、リスクを認識しコントロール可能となる時点が重要に思われる。例えば、利用者が端末に AI エージェントのアプリをダウンロードした時点では、AI エージェントが行為を実行することは通常想定されず、その行為やリスクを利用者がコントロールできないとする。この時点で AI エージェントが作動したとき、その行為に意思表示の成立を認めると、利用者の自己決定が損なわれていると評価できよう。その行為は、利用者が AI エージェントのリスクを認識し、引き受けた上で生じた作動ではないからである。また、利用者にとってその行為はコントロール不可能であるから帰責性もないといえる。こうした場面では、意思表示の成立は否定されてよいだろう。

<sup>163</sup> 古谷 [2025] 37 頁は、スマート冷蔵庫の AI が利用者に無断で発注を行うような場合、契約締結を信じた相手方保護の観点からは、AI が自律的に作動するリスクを利用者に割り当てる（契約成立を認める）べきという考え方が妥当である可能性を指摘しつつ、その理論的基礎づけは困難であると述べる。

<sup>164</sup> 類似の方向性を提示すると思われるものとして、宮川 [2023]。

### (3) 予期しない行為の取扱い

#### イ. 新たな規律の必要性

AI エージェントにより実行された予期しない行為に基づいて締結された契約への対応として、MLAC、DACC モデル準則は、それぞれ第 8 条、第 22 条 2 項以下で規律を設けている<sup>165</sup>。設例について、MLAC のもとでは A（帰属当事者とする）が行為 1、行為 2 を「合理的に予期」できなかったか、D または C（他方当事者とする）が、そのことを知っていたまたは知っていることが合理的に期待されたかが問題となるが、他方当事者に対する要件を充足しがたく、A は、AI エージェントによる行為の帰属を否定できないと思われる。DACC モデル準則では、AI エージェントの適応能力について A（消費者）に提供された情報等を考慮要素として、行為 1、行為 2 を A が合理的に予期できたかが問題となり、その上で、行為の帰属および法的責任の所在が定まる。

こうした問題のために特別な規律を設けることが日本で必要または望ましいか。両モデル法は、錯誤等の既存の規律による解決が不可能という立場ではない。MLAC 第 8 条は各国の任意で採択可能である。DACC モデル準則第 22 条 2 項以下は、消費者保護を目的として特別に規律を設ける趣旨であり、こうした問題状況一般についての規律ではない<sup>166</sup>。これらの点は、特別な規律の要否を検討する上で意識する必要がある。日本法において、AI エージェントの予期せぬ挙動による問題を解決するためには、民法第 95 条を用いることになるが、まずは同条による妥当な解決が可能か検討し、これが困難な場合に、両モデル法を参考とした立法論を検討するという方向性が考えられよう。

#### ロ. 解釈上の示唆

##### (イ) AI エージェントの利用の事実に対する認識

両モデル法は、AI エージェントやその利用に対する相手方の認識を重視している。DACC モデル準則は、デザイン要件等を通じて、消費者が AI エージェントを利用している旨を事業者が認識できることを確保し、このことが、予期されない行為の帰属および予測不可能性リスクの所在に関するルール的前提となっている。情報開示のルールは MLAC には存在しないが、開示の必要性、重要性は MLAC でも意識されており、MLAC 第 8 条 1 項 (b) の要件を充足する場面では、基本的に、帰属当事者が AI エージェントを利用している事実について、

---

<sup>165</sup> ただし、MLAC および DACC モデル準則は、契約締結のみを射程とはしていない。

<sup>166</sup> ELI [2025] p. 57 は、DACC モデル準則第 22 条 2 項は、デジタル・アシスタントによる予期せぬ挙動に対処しうる錯誤 (mistake) 等の各国契約法上適用可能なルールの調和 (harmonisation) を提案するものではないと述べている。

他方当事者は、少なくとも認識していると思われる。両モデル法は、AI エージェントによる予期されない行為を相手方に帰属させるためには、最低限、利用の事実に対する相手方の認識が求められると考え、法的責任、予測不可能性リスクを相手方に転嫁する上でもこれを重視していると思われる。

AI エージェント利用時の予測不可能性は不可避であることから、自らの取引相手 (AI エージェントの利用者) が AI エージェントを利用していることを知りつつ取引を行う者 (相手方) には、取引に当たって一定の注意を払うことが求められてよいだろう。そして、当該相手方が最低限の注意すら払わなかった場合、予測不可能性リスクを負担させてよいと考えられる。なぜなら、当該相手方にはこのリスクの顕現を防げる機会がありえ<sup>167</sup>、これを行わなかった相手方の信頼の要保護性は低いからである。一方、取引相手が AI エージェントを利用していることを認識していない場合にまでそうした注意を求めることは、過重な負担と考えられ、通常の非対面取引の円滑な遂行を妨げうる。したがって、相手方への予測不可能性リスク転嫁のために求められる要件の 1 つとして、AI エージェントの利用の事実に対する相手方の認識を求めることは、妥当ではないか<sup>168</sup>。その上で、相手方にこのリスクを負わせてよい場面や求められる注意の程度を考えることになろう。

民法第 95 条のもとでは、特に利用者が最終的な目的を指示するがその達成手段の選択・実行を AI エージェントに委ねるときの予期しない行為について、1 号錯誤と 2 号錯誤のいずれを適用すべきかが論点となりうる (3 節 (3))。2 号錯誤の場合は、基礎事情の表示が求められるが (「表示」要件)、基礎事情に、AI エージェント利用の事実 (AI エージェントが必要性を判断して契約の申込みをしていること) を含むという考え方はありうるのではないか。一方で、1 号錯誤には「表示」要件が無く、表意者である利用者の重過失が無ければ、利用の事実を認識していない相手方も AI エージェントの予測不可能性リスクを負う可能性がある。以上の考察を踏まえると、「表示」要件を通じて、AI エージェントの利用の事実に対する相手方の認識を確保しうる 2 号錯誤の適用が望ましいのではな

---

<sup>167</sup> 例えば、AI エージェントが異常な数量の申込みをしている場合に、相手方は、利用者に対して、その申込みが真意に沿ったものか否かを、確認できる。

<sup>168</sup> AI エージェントによる契約締結などを巡る社会の状況や認識、例えば、AI エージェントによる契約の締結などが社会でどの程度普及しているか、AI エージェントの行為の信頼性 (行為が利用者の予期を外れていないこと) に対する社会の認識などは、こうした評価をする上で重要な要素だと考えられる。

いか<sup>169, 170</sup>。

もっとも、特に、消費者が事業者との間で行う取引のために AI エージェントを利用する場合、現状の取引環境を前提とすると、独力で利用の事実を表示することは困難であるため、消費者が AI エージェントの予測不可能性リスクを転嫁することは、事実上不可能に近いことになる<sup>171</sup>。こうした消費者を保護するという観点から、つねに 1 号錯誤を適用し、利用者と相手方の利益衡量は 3 項によって図るべきという考え方もありうるだろう。

---

<sup>169</sup> 本文のように考えると、基礎事情は、例えば「表意者が AI エージェントを利用しており、AI エージェントの行為（により締結しようとしている契約）は、表意者の指示や意図の実現のために適切なものである」ということになりうるか。

もっとも、このとき、「表示」要件の充足判断が、同要件の解釈とも相まって、問題となろう。「表示」要件の解釈としては、一方的な表示では足りず、①相手方の認識可能性が求められるという見解、②両当事者による法律行為の内容化が求められるという見解、③相手方による錯誤リスクの引き受けを正当化する事情の規範的判断とする見解があるとされる（丸山 [2025] 1987~1991 頁）。本文では、最低限、AI エージェント利用の事実に対する相手方の認識が必要だと指摘したが、これを①~③の中でどのように位置づけるか、更なる検討が必要である。認識を求める点で①に抛り難いとも考えられるが、①の見解に立つ内田 [2025] 80~84 頁は、重要性要件によって錯誤リスクの分担を判断するという立場であることを踏まえると、上記基礎事情に基づく錯誤が重要性要件をみたす場面の検討も併せて行う必要性も示唆される。

<sup>170</sup> 同様の評価は、利用者の指示と実際の行為が明確に異なる場合にも妥当しうる（例えば、「甲を購入する（せよ）」という効果意思および指示のもとで、AI エージェントが乙を購入した場合）。こうした場合は、効果意思と表示の不一致があり、これまでの取引であれば 1 号錯誤が成立する。しかし、社会の状況、認識にもよるが（前掲脚注 168）、こうした場合においても、現状、AI エージェントの予測不可能性リスクの転嫁を正当化するためには、利用の事実に対する相手方の認識が求められるのではないか。

<sup>171</sup> AI エージェント自体のシステムや事業者側のシステムの対応が必要であると考えられるためである。DACC モデル準則がデザイン要件で情報の開示機能等を義務づけていることは、事業者による対応の必要性の証左といえよう。また、MLAC は、利用者として主に事業者を想定しており、消費者に比べてこうした対応は容易であろう。「表示」要件の解釈との関係では、前掲脚注 169②の見解では、法律行為の内容化、つまり合意による錯誤リスクの分配を図ることになり、合意の認定範囲によっては錯誤取消しを認めうる範囲が狭くなりうるという指摘（丸山 [2025] 1991 頁）がある。そこで、2 号錯誤を適用する場合は、①または③の解釈のもと、消費者が予測不可能性リスクを転嫁しうる余地を広げるという方向性がありえ、この点も、その他の要件の解釈を含めて、更なる検討を要する。

他方、消費者による AI エージェントの利用が当然となった社会（前掲脚注 168 も参照）では、事業者のシステムに、消費者の AI エージェントの利用有無を確認する機能が当然に実装される可能性がある。この場合、2 号錯誤を適用して消費者による「表示」要件の充足可否を考慮しても、同要件の解釈にもよるが、本文のような帰結にならない可能性がある。事業者のシステム上こうした機能の実装が無い場合は、事業者の落ち度であり、事業者に黙示の認識、少なくとも認識可能性があったと評価される可能性がありうる。また、「表示」要件の解釈とはかかわりなく、こうした社会では、事業者のリスク負担根拠の一つとして認識ではなく認識可能性に依拠することも許容されうると思われる。

## (ロ) 重過失の考慮要素

錯誤が成立する場合には、利用者の重過失の判断が問題となる。これに関し、両モデル法は、予期しない行為の帰属を免れる要件として、帰属当事者の合理的な予期を問題としており、その判断方法および考慮要素は第 95 条 3 項の重過失の成立可否を検討する上で参考となりうる。

合理的な予期の判断要素として、MLAC は、①契約の性質と目的、②その行為が実行された取引の種類、③当事者間で確立された取引慣行と取引実務を挙げているほか、外部要因も考慮されうる。加えて、DACC モデル準則は、デジタル・アシスタントの適応能力に関し利用者に与えられた情報および実際の挙動との関係性も判断要素とする。このうち①～③や外部要因については、抽象的には第 95 条 3 項でも考慮されている要素といえる。同項にいう重過失とは「表意者が意思表示をした状況において、その職業、知識、経験を有する者として、行為の種類や目的などに応じて、普通に要求される注意を著しく欠くこと」であり、①～③や外部要因といった要素を包摂しうるからである。適応能力およびこれに関し利用者に与えられた情報も、重過失の判断上考慮されるべき事情であろう。適応能力は予測不可能性の程度を基礎づける要素といえ、適応能力および適応能力に関して利用者に与えられた情報は、利用者に要求される注意の程度を左右するからである。

また、本節 (2) では、AI エージェントの作動やそのリスクに対する実効的なコントロール可能性の重要性を指摘した。これは、利用者の重過失を判断する上でも考慮されるべきと考えられる。コントロール可能性の存在は、利用者が予期していない行為の顕現を防止できる機会の存在を意味し、こうした機会の存在および、機会があるにもかかわらずリスクの顕現防止を怠ったことは、利用者が予測不可能性リスクを負担すべきという意味での帰責性を基礎づけるからである。

そこで、利用者がコントロール可能性を有していると評価できる事情が、重過失を判断する上で具体的に考慮されることになる。重過失の判断方法について検討する上では、DACC モデル準則がデザイン要件として求める機能の内容や、これを利用者が適切に用いたか否かが参考となるろう。

デザイン要件としてデジタル・アシスタントが備えるべき機能 (5 節 (1) ハ.) のうち利用者の事情として考慮しうる要素としては、第 1 に、AI エージェントのパラメータに対する選択・修正可能性が挙げられる。パラメータとして DACC モデル準則が挙げるのは、商品やサービスの価格決定要素、種類や性質、相手方

に関する事項などである<sup>172</sup>。民法第 95 条 3 項の重過失の判断においても、こうした事項を利用者が選択可能であったか、選択が可能な場合に、事前の設定や利用時の指示を通じて適切に選択を行ったか否かが考慮要素となりうるだろう。例えば、事前の設定として AI エージェントのみの判断で実行可能な金額に上限を設けることや、指示の中で、求める商品の価格帯や性質について具体化するといったことは、利用者の重過失を否定する方向に働くだろう。

第 2 に、AI エージェントによる契約締結を防ぐ機能の有無、こうした機能がある場合に、利用者が適切にこれを用いたか否かも考慮されるべきであろう。例えば、最終的な契約締結前の利用者による確認プロセスの存在および、確認プロセスにおいて利用者が適切な注意を払ったことは、重過失を否定する事情になる。

第 3 に、AI エージェントの意思決定過程が文書化され、利用者が確認可能であるという事情も挙げられる。これは、AI エージェントの透明性を高めることに繋がり、予期しない作動を行うリスクについて利用者が認識することを容易にする。リスクの認識可能性があったにもかかわらず、これを確認しなかった利用者や、認識したにもかかわらず適切な対応を行わなかった利用者には、重過失が認められやすいであろう。

以上をまとめると、AI エージェントによる予期しない行為を民法第 95 条によって解決する上では、AI エージェントの利用に対する相手方の認識を最低限確保する観点から、2 号錯誤の適用が適切と考えられる。しかし、現状では、このときに事実上相手方への予測不可能性リスクの転嫁が不可能になることから、特に消費者が利用者である場合には、1 号錯誤を適用し、3 項の重過失の判断を通じてリスク分担を図ることも考えられる。いずれの錯誤の場合でも利用者の重過失の判断のために考慮すべき事情が問題となる。両モデル法が合理的な予期の判断要素として挙げる事情に加えて、利用者のコントロール可能性と現実の利用者の行動が考慮要素となりうる。後者については、DACC モデル準則がデザイン要件として挙げる各機能の有無<sup>173</sup>および、これらがある場合にその機能を利用者が適切に用いたかという点が、具体的な考慮事情として考えられよう。

## 7. おわりに

商取引の電子化、自動化は従前より進んできており、これを受けて私法においても新たなルールや解釈が登場してきた。AI エージェントによる契約の自動化

---

<sup>172</sup> 前掲脚注 112。

<sup>173</sup> 他方、こうした機能が無いことが、利用者の重過失が否定される方向に作用するかは、慎重な検討が必要であろう。

も、こうした流れに位置づけることができる。もっとも、高度のいわゆる自律性や適応性を有する AI エージェントについて、これまでのルールや解釈が十分合理的であるかは直ちには明らかではない。

こうした関心のもと、本稿では UNCITRAL および ELI が近年提案しているルールを参照し、契約、特に意思表示を中心とする法的論点との関連で重要性が高いと考えられる規律を紹介、分析した。AI エージェントを含む昨今の技術進展を踏まえて私法のアップデートが必要であるという問題意識のもとで両モデル法は形成されており、留意が必要な点はあるものの、その規律内容は日本において AI エージェントと私法の関係性を検討する上で有益な素材と考えられる。

また、本稿の中心的な検討対象ではないが、DACC モデル準則からは、消費者保護制度のあり方に対する示唆も導きうる。同モデル準則は、契約法などの私法ルール、デザイン要件および供給契約に対する規制を組み合わせることで、実効的な消費者保護およびデジタル・アシスタントの利用に伴うリスクの適切な分担を図っている。さらに、消費者がデジタル・アシスタントを利用する（しない）機会の確保も重視している。このような制度枠組みや考え方は、わが国の消費者保護制度に対しても、参考になる面はあるだろう。

AI エージェントを利用した契約の自動化によって生じうる法的課題への妥当な解決を導く上では、契約法のみならず、不法行為法、AI 規制、情報法などの幅広い法規制に目配りする必要がある。こうした点を踏まえつつ、両モデル法を含む海外の動向を意識した日本における適切な法規整を検討することは、今後の課題としたい。

## 参考文献

- アルゴリズム・AIの利用を巡る法律問題研究会、「投資判断におけるアルゴリズム・AIの利用と法的責任」、『金融研究』第38巻第2号、日本銀行金融研究所、2019年、1～44頁
- 白井 豊、「『コンピュータ・AIによる契約締結』に関わる法律行為法上の論点整理と解決手法の覚書——ドイツの演習教材にうかがえる、デジタル時代における『法律行為論の動揺・限界』——」、『立命館法学』392号、2020年、1690～1738頁
- 内田 貴、『民法I-1 第5版 総則』、東京大学出版会、2025年
- 大塚智見、「ELI デジタル資産の担保利用に関する原則について」、小塚荘一郎・曾野裕夫編著『デジタル資産とアバターの民事法 ——デジタル時代の人と物』、商事法務、2025年、127～139頁
- 岡本祐樹、「AIによる契約の締結」、『法律時報』94巻9号、2022年、15～21頁
- 木村真生子、「AIと契約」、弥永真生・宍戸常寿編『ロボット・AIと法』、有斐閣、2018年、131～160頁
- 金融機関におけるAIの利用を巡る法律問題研究会、「金融機関におけるAI利用に伴う私法上のリスクと管理」、『金融研究』第45巻第1号、日本銀行金融研究所、2026年、21～50頁
- 栗田昌裕、「第4章 AIと人格」、山本龍彦編『AIと憲法』、日本経済新聞出版社、2018年、201～247頁
- 経済産業省、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」、経済産業省、2025年（<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250212003/20250212003-1r.pdf>、2026年5月26日）
- 小出 篤、「私法体系とAIをどう結びつけるか？—『UNCITRAL 自動化された契約に関するモデル法』の概要とその示唆」、信託とデジタル技術等研究会『信託等におけるデジタル技術、AI、スマートコントラクトの利用の課題』、株式会社地域金融研究所、2024年、31～50頁
- 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター、「人工知能研究の新潮流 2025～基盤モデル・生成AIのインパクトと課題～」、国立研究開発法人科学技術振興機構、CRDS-FY2024-RR-07、2025年（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2024/RR/CRDS-FY2024-RR-07.pdf>、2026年5月26日）
- 小塚荘一郎、「仮想空間における法人格」、小塚荘一郎・曾野裕夫編著『デジタル資産とアバターの民事法 ——デジタル時代の人と物』、商事法務、2025年、217～230頁
- 三枝健治、「デジタルサービス法（DSA）とオンラインプラットフォームに関する

る ELI のモデル準則——その連続性と非連続性」、千葉恵美子編著『デジタル化社会の進展と法のデザイン』、商事法務、2023 年、106～146 頁

佐久間毅、『民法の基礎 1 総則 [第 5 版]』、有斐閣、2020 年

事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会、「法人顧客情報の取引と利用に関する法律問題：商取引における新たな価値創造に向けて」、『金融研究』第 41 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2022 年、1～42 頁

四宮和夫・能見喜久、『民法総則 [第 9 版]』、弘文堂、2018 年

四方藤治、「AI（人工知能）の私法上の法的性質についての一考察」、『垂細垂法学』58 巻 1 号、2023 年、93～128 頁

白石友行、「AI と民法 Vol.2 AI に法人格を認めることはできるか、また、認めるべきか」、『税経通信』80 巻 7 号、2025 年、124 頁～129 頁

鈴木淳人、「デジタル資産の『コントロール』に関する基礎的な視点」、『金融研究』第 44 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2025 年、1～52 頁

総務省、「令和 7 年版 情報通信白書」、総務省、2025 年  
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/pdf/00zentai.pdf>、2026 年 5 月 26 日)

総務省・経済産業省、「AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版）」、総務省・経済産業省、2026 年  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20260331\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf)、2026 年 5 月 26 日)

殿村桂司・小松 諒・松崎由晃、「AI エージェントに関する法的問題の考察(上)」、『NBL』1292 号、2025 年、4～10 頁

中川裕志、「人間中心の AI 社会原則会議（令和 2 年度 第 2 回）（資料 2）AI エージェントの法的位置づけ」、人間中心の AI 社会原則会議、2021 年  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/r2\\_2kai/siryu2.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/r2_2kai/siryu2.pdf)、2026 年 5 月 26 日)

——、「AI エージェントの法的位置づけの歴史的経緯」、『人工知能学会全国大会論文集（第 39 回）』、2025 年

中原太郎、『『AI と民事責任』をめぐるヨーロッパの動向』、大塚直・米村滋人編著『多様なリスクへの法的対応と民事責任』、商事法務、2024 年、305～349 頁

日本総合研究所先端技術ラボ、「AI エージェントが顧客になる日～自律型 AI への販売戦略を考える～」、日本総合研究所、2025 年  
(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/advanced/advanced-technology/pdf/15660.pdf>、2026 年 5 月 26 日)

原 恵美、「国際機関による私法ルール形成と仮想空間への応用可能性」、小塚莊一郎・曾野裕夫編著『デジタル資産とアバターの民事法 ——デジタル時

- 代の人と物』、商事法務、2025年、13～27頁
- 福岡真之介編著、『AIの法律』、商事法務、2020年
- 古谷貴之、「特集 AI と消費者法④ AI と契約」、『現代消費者法』68号、2025年、32～41頁
- 法務省民事局参事官室「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案の補足説明」、法務省、2023年 (<https://www.moj.go.jp/content/001394827.pdf>、2026年5月26日)
- 丸山絵美子、「錯誤論の現在と課題」、『法曹時報』77巻8号、2025年、1969～2005頁
- 宮川将毅、「意思表示の成立要件の検討 ——電子取引を題材に——」、『東京大学法科大学院ローレビュー』18号、2023年、125～138頁
- 村田健介、「AIの私法上の権利主体性」、『法律時報』94巻9号、2022年、8～14頁
- 我妻 栄、『新訂 民法総則（民法講義I）』、岩波書店、1965年
- UNCITRAL アジア太平洋地域センター・グローバル私法フォーラム、「これからの国際商取引法—UNCITRAL 作成文書の条文対訳—」、UNCITRAL アジア太平洋地域センター・グローバル私法フォーラム、2016年 ([https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/emerging\\_rules\\_of\\_international\\_commercial\\_law\\_bilingual\\_english-japanese\\_selected\\_uncitral\\_texts.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/emerging_rules_of_international_commercial_law_bilingual_english-japanese_selected_uncitral_texts.pdf)、2026年5月26日)
- Acharya, Deepak Bhaskar, Karthigeyan Kuppan, B. Divya, “Agentic AI: Autonomous Intelligence for Complex Goals – A Comprehensive Survey,” *IEEE Access*, Vol. 13, 2025, pp.18912-18936.
- ELI, ELI Innovation Paper Guiding Principles for Automated Decision-Making in the EU, ELI, 2022(available at [https://www.europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user\\_upload/p\\_eli/Publications/ELI\\_Innovation\\_Paper\\_on\\_Guiding\\_Principles\\_for\\_ADM\\_in\\_the\\_EU.pdf](https://www.europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user_upload/p_eli/Publications/ELI_Innovation_Paper_on_Guiding_Principles_for_ADM_in_the_EU.pdf)、2026年5月26日)
- , EU Consumer Law and Automated Decision-Making (ADM): Is EU Consumer Law Ready for ADM? Interim Report of the European Law Institute, ELI, 2023(available at [https://europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user\\_upload/p\\_eli/Publications/ELI\\_Interim\\_Report\\_on\\_EU\\_Consumer\\_Law\\_and\\_Automated\\_Decision-Making.pdf](https://europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user_upload/p_eli/Publications/ELI_Interim_Report_on_EU_Consumer_Law_and_Automated_Decision-Making.pdf)、2026年5月26日).
- , Guiding Principles and Model Rules on Digital Assistants for Consumer Contracts, ELI, 2025(available at

[https://europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user\\_upload/p\\_eli/Projects/Algorithmic\\_Contracts/Guiding\\_Principles\\_and\\_Model\\_Rules\\_on\\_Digital\\_Assistants\\_for\\_Consumer\\_Contracts.pdf](https://europeanlawinstitute.eu/fileadmin/user_upload/p_eli/Projects/Algorithmic_Contracts/Guiding_Principles_and_Model_Rules_on_Digital_Assistants_for_Consumer_Contracts.pdf)、2026年5月26日)。

European Parliament, Civil Law Rules on Robotics European Parliament resolution of 16 February 2017 with recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics (2015/2103(INL)), European Parliament, 2017(available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017IP0051>、2026年5月26日)。

———, Civil liability regime for artificial intelligence European Parliament resolution of 20 October 2020 with recommendations to the Commission on a civil liability regime for artificial intelligence (2020/2014(INL), European Parliament, 2020(available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020IP0276>、2026年5月26日)。

UNCITRAL, UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce with Guide to Enactment 1996 with additional article 5 bis as adopted in 1998, UNCITRAL, 1999(available at <https://digitallibrary.un.org/record/286739?v=pdf>、2026年5月26日)。

———, A Guide to UNCITRAL Basic facts about the United Nations Commission on International Trade Law, UNCITRAL, 2013(available at <https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/12-57491-guide-to-uncitral-e.pdf>、2026年5月26日)。

———, Work programme of the Commission Legal aspects of smart contracts and artificial intelligence: submission by the Czechia Note by the Secretariat(A/CN.9/960), UNCITRAL, 2018(available at <https://docs.un.org/en/A/CN.9/960>、2026年5月26日)。

———, Report of Working Group IV (Electronic Commerce) on the work of its sixty-fifth session(New York, 10-14 April 2023)(A/CN.9/1132), UNCITRAL, 2023 (available at <https://docs.un.org/en/A/CN.9/1132>、2026年5月26日)。

———, Draft provisions on automated contracting Note by the Secretariat(A/CN.9/1178), UNCITRAL, 2024a(available at <https://docs.un.org/en/A/CN.9/1178>、2026年5月26日)。

———, Draft guide to enactment of the provisions on automated contracting Note by the Secretariat(A/CN.9/1179), UNCITRAL, 2024b(available at <https://docs.un.org/en/A/CN.9/1179>、2026年5月26日)。

———, Report of Working Group IV(Electronic Commerce) on the work of its sixty-seventh session(Vienna, 18-22 November 2024)(A/CN.9/1197), UNCITRAL, 2024c (available at <https://docs.un.org/en/A/CN.9/1197>、2026年5月26日)。

———, UNCITRAL Model Law on Automated Contracting with Guide to Enactment, UNCITRAL, 2025(available at <https://uncitral.un.org/sites/default/files/2424674e-mlautomatedcontracting-rev1-ebook.pdf>, 2026 年 5 月 26 日).

United Nations, United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts, United Nations, 2007(available at [https://uncitral.un.org/sites/default/files/media-documents/uncitral/en/06-57452\\_ebook.pdf](https://uncitral.un.org/sites/default/files/media-documents/uncitral/en/06-57452_ebook.pdf), 2026 年 5 月 26 日).

———, Report of the United Nations Commission on International Trade Law Fifty-seventh session(24 June-12July 2024)(A/79/17), United Nations, 2024(available at <https://docs.un.org/en/A/79/17>, 2026 年 5 月 26 日).